

~~07.30~~

~~手数料等の減免又は猶予の申請の取扱い
(特・実・商)~~

~~1. 手数料等の減免又は猶予の内容~~

~~「表」の第1欄に掲げる手数料等について、同表の第2欄に掲げる者が申請書に減免又は猶予を受けるための要件について証明する書面を添付して提出した場合に、それぞれ同表の第4欄に掲げる措置を行う。~~

~~「表」~~

手数料等	減免又は猶予の対象者	根拠規定	措置内容
(1) 出願審査の請求 の手数料	ア. 生活保護法第11条第1項各号に掲げる扶助を受けている者	特許法195条の2	免除
	イ. 市町村民税非課税の者		
	ウ. 個人所得税非課税の者		
	エ. 個人事業税非課税の者		
	オ. その事業を開始した日以後10年を経過していない個人事業主(*1)		
	カ. 資本金3億円以下で設立後10年を経過しておらず、かつ他の法人に支配されていない法人(*1)	特許法195条の2	1/2に軽減
	キ. 資本金3億円以下で法人税非課税かつ他の法人に支配されていない法人		
	ク. 大学等技術移転促進法第4条第1項に基づく承認事業者	大学等技術移転促進法8条2項	1/2に軽減
	ケ. 大学等技術移転促進法第13条第1項に基づく認定事業者	大学等技術移転促進法13条4項	1/2に軽減
	コ. 大学等研究者	産業技術力強化法17条2項	1/2に軽減
	サ. 大学等		

(1) 出願審査の請求の手数料	シ. 試験研究独立行政法人	産業技術力強化法 17条2項	1/2に軽減
	ス. 公設試験研究機関を設置する者		
	セ. 試験研究地方独立行政法人		
	ソ. 研究開発型中小企業等	産業技術力強化法 18条2項	1/2に軽減
	タ. 特定研究開発等を行う中小企業者	中小ものづくり高度化法9条2項	1/2に軽減
	チ. 認定研究開発事業を行う中小企業者	アジア拠点化推進法10条2項	1/2に軽減
	ツ. 小規模の個人事業主(*2)	産業競争力強化法 66条2項(*3)	1/3に軽減
	テ. その事業を開始した日以後10年を経過していない個人事業主(*1)		
	ト. 小規模企業かつ他の法人に支配されていない法人(*2)		
	ナ. 資本金3億円以下で設立後10年を経過しておらず、かつ他の法人に支配されていない法人(*1)		
	ニ. 認定重点推進計画に基づいて行う福島復興再生特別措置法第81条第3項第1号の事業を行う中小企業者	福島復興再生特別措置法84条2項	1/2に軽減
	ヌ. 承認地域経済牽引事業を行う中小企業者	地域未来投資促進法21条2項	1/2に軽減
(2) 第1年分から第10年分までの特許料	ア. 生活保護法第11条第1項各号に掲げる扶助を受けている者	特許法109条	免除 (第1年分から第3年分まで)
		特許法109条	1/2に軽減 (第4年分から第10年分まで)

(2) 第1年分から第10年分までの特許料	イ. 市町村民税非課税の者	特許法109条	免除 (第1年分から第3年分まで)
		特許法109条	1/2に軽減 (第4年分から第10年分まで)
	ウ. 個人所得税非課税の者	特許法109条	1/2に軽減
	エ. 個人事業税非課税の者		
	オ. その事業を開始した日以後10年を経過していない個人事業主(*1)		
	カ. 資本金3億円以下で設立後10年を経過しておらず、かつ他の法人に支配されていない法人(*1)		
	キ. 資本金3億円以下で法人税非課税かつ他の法人に支配されていない法人		
	ク. 大学等技術移転促進法第4条第1項に基づく承認事業者	大学等技術移転促進法8条1項	1/2に軽減
	ケ. 大学等技術移転促進法第13条第1項に基づく認定事業者	大学等技術移転促進法13条3項	1/2に軽減
	コ. 大学等研究者	産業技術力強化法17条1項	1/2に軽減
	サ. 大学等		
	シ. 試験研究独立行政法人		
	ス. 公設試験研究機関を設置する者		
	セ. 試験研究地方独立行政法人		
	ソ. 研究開発型中小企業等	産業技術力強化法18条1項	1/2に軽減
	タ. 特定研究開発等を行う中小企業者	中小ものづくり高度化法9条1項	1/2に軽減
	チ. 認定研究開発事業を行う中小企業者	アジア拠点化推進法10条1項	1/2に軽減

(2) 第1年分から第10年分までの特許料	ツ. 小規模の個人事業主 (＊2)	産業競争力強化法 66条1項(＊4)	1／3に軽減
	テ. その事業を開始した日以後10年を経過していない個人事業主(＊1)		
	ト. 小規模企業かつ他の法人に支配されていない法人(＊2)		
	チ. 資本金3億円以下で設立後10年を経過しておらず、かつ他の法人に支配されていない法人(＊1)		
	ニ. 認定重点推進計画に基づいて行う福島復興再生特別措置法第81条第3項第1号の事業を行う中小企業者	福島復興再生特別措置法84条1項	1／2に軽減
	ヌ. 承認地域経済牽引事業を行う中小企業者	地域未来投資促進法21条1項	1／2に軽減
(3) 実用新案技術評価の請求の手数料	ア. 生活保護法第11条第1項各号に掲げる扶助を受けている者	実用新案法54条8項	免除
	イ. 市町村民税非課税の者		
	ウ. 個人所得税非課税の者	実用新案法54条8項	1／2に軽減
(4) 第1年分から第3年分までの実用新案登録料	ア. 生活保護法第11条第1項各号に掲げる扶助を受けている者	実用新案法32条の2	免除
	イ. 市町村民税非課税の者	実用新案法32条の2	
	ウ. 個人所得税非課税の者		3年間猶予

(5) 地域 団体商標の 設定登録料 及び更新登 録料	ア. 商品等需要開拓事業の 実施主体	福島復興再生特別 措置法 6-4 条 2 項	1 / 2 に軽減
	イ. 認定地域産業資源活用 事業者	中小企業地域資源 活用促進法 1-4 条 1 項	
	ウ. 承認地域経済牽引事業 者	地域未来投資促進 法 2-3 条 1 項	
(6) 地域 団体商標登 録出願の手 数料	ア. 商品等需要開拓事業の 実施主体	福島復興再生特別 措置法 6-4 条 3 項	1 / 2 に軽減
	イ. 認定地域産業資源活用 事業者	中小企業地域資源 活用促進法 1-4 条 2 項	
	ウ. 承認地域経済牽引事業 者	地域未来投資促進 法 2-3 条 2 項	
(7) 国際 出願に係る 手数料	ア. 小規模の個人事業主 (※2)	産業競争力強化法 6-6 条 3 項 (※ 5)	1 / 3 に軽減
	イ. その事業を開始した日 以後 10 年を経過してい ない個人事業主		
	ウ. 小規模企業かつ他の法 人に支配されていない法 人 (※2)		
	エ. 資本金 3 億円以下で設 立後 10 年を経過してお らず、かつ他の法人に支 配されていない法人		

~~(※1) 「その事業を開始した日以後 10 年を経過していない個人事業主」
及び「資本金 3 億円以下で設立後 10 年を経過しておらず、かつ他の法人に
支配されていない法人」が、産業競争力強化法に基づき軽減申請を行った場
合は、手数料は 1 / 3 に軽減される。特許法に基づき軽減申請を行った場合
は、手数料は 1 / 2 に軽減される。重疊的に申請することはできない。~~

~~（＊２）「小規模」とは、常時使用する従業員の数が２０人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者にあつては５人）以下であることを指す。~~

~~（＊３）平成２６年４月１日から平成３０年３月３１日までの期間内に自己の特許出願に出願審査の請求をした場合における出願審査請求手数料の軽減については、産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成３０年法律第２６号。以下「平成３０年改正法」という。）による改正前の第７５条第２項の規定が適用され、平成３０年７月９日以降に自己の特許出願に出願審査の請求をする場合における出願審査請求手数料の軽減については、平成３０年改正法による改正後の第６６条第２項の規定が適用される。~~

~~（＊４）平成２６年４月１日から平成３０年３月３１日までの期間内に出願審査の請求をしたものについて、平成３０年４月１日から平成３０年７月８日までの期間内に特許料を納付した場合における特許料の軽減については、平成３０年改正法による改正前の第７５条第１項の規定が適用される。~~

~~（＊５）平成２６年４月１日から平成３０年３月３１日までの期間内に日本語で国際出願をしたものに係る調査手数料及び送付手数料の軽減については、平成３０年改正法による改正前の第７５条第３項の規定が適用され、平成３０年７月９日以降に日本語で国際出願をするものに係る調査手数料及び送付手数料の軽減については、平成３０年改正法による改正後の第６６条第３項の規定が適用される。~~

~~また、平成２６年４月１日から平成３０年３月３１日までの期間内に日本語で国際出願をしたものについて、平成３０年４月１日から平成３０年７月８日までの期間内に国際予備審査の請求をした場合における予備審査手数料の軽減については、平成３０年改正法による改正前の第７５条第３項の規定が適用される。~~

~~２．手数料等の減免又は猶予に関する取扱い~~

~~（１）要件を満たす場合の取扱い~~

~~手数料等の減免又は猶予に関する申請手続が要件を満たすものであり、減免又は猶予の措置を行うときは、減免又は猶予を認める旨の通知を行う。~~

~~ただし、産業技術力強化法第１７条第１項第４号若しくは第５号、第２項（同条第１項第４号又は第５号に掲げる者の軽減に限る。）若しくは第１８条の規定による軽減又は中小ものづくり高度化法第９条第１項若しくは第２項の規定による軽減に係る申請書については、その提出先は経済産業局長等であり、軽減の対象者であることを確認したときは、提出者に対し経済産業局長等を経由して確認書を交付するから^{注１ 注２}、減免又は猶予を認める旨の通知を行わない^{注３}。~~

~~なお、上記１．（２）の第４年分から第１０年分までの特許料を別に納付するときであつて、当該特許権について一度特許料の減免が認められた者は、第１０年分までの納付時には、改めて軽減の申請をする必要はない。~~

~~（２）要件を満たさない場合の取扱い~~

~~当該手続が要件を満たさないときは、１．の特許法又は実用新案法の規定による申請にあつては、特許法第１７条第３項（実２条の２第４項）、特許法第１８条第１項（実２条の３）又は特許法第１８条の２[※]を適用して処分を行うこととなるが、１．の他の法令の規定による申請にあつては、それぞれの法令上に処分の規定を設けていないことから、当該申請書を受理した上で処分は行わず、手数料等の軽減の措置が認められないことを理由に、申請に係る手数料等を要する手続（出願審査の請求、特許（登録）料の納付、商標登録出願又は商標権存続期間更新登録申請）について、不足する手数料等の納付を求める手続の補正（特許（登録）料及び更新登録料の納付の場合は補充）を命ずることとする。~~

~~なお、この場合の応答の手続として、不足する手数料等の納付に係る手続補正書（特許（登録）料及び更新登録料の納付の場合は補充書）の提出に代えて、手数料等の軽減の申請書（補充）の提出により軽減申請に係る手続が補完された場合は、手数料等の軽減を認めることとする。~~

~~３．減免を受ける者を含む者の共有に係る減免の適用について~~

~~（１）特許法第１０７条第３項若しくは第１９５条第６項又は実用新案法第３１条第３項若しくは第５４条第５項の規定により、国又は減免を受ける者を含む者の共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、持分の割合に応じて減免が受けられる。これらの規定の適用を受けようとするときは、出願審査請求書、特許料納付書、実用新案技術評価請求書又は実用新案登録願に、国を含む者の共有に係るときは「【持分の割合】」の欄に国以外のすべての者の持分の割合を、それ以外の減免を受ける者を含む者の共有に係るときは、出願審査請求書は「【手数料に関する特記事項】」、特許料納付書は「【特許料等に関する特記事項】」、実用新案技術評価請求書又は実用新案登録願は「【その他】」の欄に減免を受ける旨、減免を受ける者及びその者の持分の割合をそれぞれ記載するとともに、「【その他】」の欄に正規の納付金額に対する持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額の割合を記載し、持分を証明する書面を添付して提出しなければならない。ただし、既に特許庁に持分を証明する書面を提出した者は、その事項に変更が無いときは、当該持分を証明する書面の提出を省略することができる（出願審査請求書：特施規２７条４項、３１条の２第２項、３項及び５項、様式第４４備考５及び６。特許料納付書：特施規６９条３項から６項まで、様式第６９備考６及び７、様式第７０備考３及び４。実用新案技術評価請求書：実施規２３条２項において準用する特施規２７条４項、実施規様式第６備考９及び１０。実用新案登録願：実施規２１条３項、様式第１備考２６及び２７）。—~~

~~（２）出願審査請求書の記載例~~

~~（例）〇〇〇〇省東北地方〇〇局長（持分１／３）と独立行政法人〇〇〇〇（持分１／３）と株式会社〇〇〇〇（持分１／３）の共有の場合~~

~~（記載例）~~

~~【書類名】 出願審査請求書~~

~~・（略）~~

~~【請求項の数】 1~~

~~・（略）~~

~~【持分の割合】 2 / 3~~

~~【手数料の表示】~~

~~【予納台帳番号】 ○○○○○○~~

~~【納付金額】~~

~~【手数料に関する特記事項】~~

~~産業技術力強化法第17条第2項の規定による審査請求料の1 / 2 軽減。~~

~~（独立行政法人○○○○ 持分1 / 3）~~

~~産業技術力強化法第18条第2項の規定による審査請求料の1 / 2 軽減。~~

~~確認書の番号 平成○. ○. ○東北第○○号（株式会社○○○○ 持分1 / 3）~~

~~【その他】 手数料の納付の割合 1 / 3~~

~~（3）特許料納付書の記載例~~

~~（例）○○ ○○（個人）（持分1 / 5）と○○県（公設試験研究機関）~~

~~（持分1 / 5）と地方独立行政法人○○○○（試験研究独立行政法人）~~

~~（持分1 / 5）と○○○○株式会社（持分2 / 5）の共有の場合~~

~~（記載例）~~

~~【書類名】 特許料納付書~~

~~・（略）~~

~~【請求項の数】 1~~

~~・（略）~~

~~【納付年分】 第1年分から第3年分~~

~~【特許料等に関する特記事項】~~

~~特許法第109条の規定による特許料の免除。（○○ ○○ 持分1 / 5）~~

~~産業技術力強化法第17条第1項の規定による特許料の1 / 2 軽減。確認書の番号 平成○. ○. ○中部第○○号（○○県 持分1 / 5）~~

~~産業技術力強化法第17条第1項の規定による特許料の1 / 2 軽減。確認書の番号 平成○. ○. ○中部第○○号（地方独立行政法人○○○○ 持分1 / 5）~~

~~【特許料の表示】~~

~~【予納台帳番号】 ○○○○○○~~

~~【納付金額】~~

~~【その他】 特許料の納付の割合 3 / 5~~

~~(改訂平成30・7)~~

~~※¹ 特18条の2：実2条の5第2項において準用~~

~~注¹ 産業技術力強化法第17条第1項第4号若しくは第5号、第2項（同条第1項第4号又は第5号に掲げる者の申請に限る。）又は第18条の規定による手数料等の軽減の申請書は、提出者の住所若しくは居所又はその主たる営業所若しくは事務所の所在地を管轄する経済産業局長又は沖縄総合事務局長（以下「経済産業局長等」という。）を経由して提出しなければならない（産業技術力強化法施行規則7条1項、8条1項）。特許庁長官は、申請書の提出者が軽減の対象者であることを確認したときは、その提出者に経済産業局長等を経由して確認書を交付する（同規則7条2項、8条2項）。~~

~~注² 中小ものづくり高度化法第9条第1項又は第2項の規定による手数料等の軽減の申請書は、住所若しくは居所又はその主たる営業所若しくは事務所の所在地を管轄する経済産業局長を経由して提出しなければならない（中小ものづくり高度化法施行規則6条1項）。特許庁長官は、申請書の提出者が軽減の対象者であることを確認したときは、その提出者に経済産業局長を経由して確認書を交付する（同規則6条2項）。~~

~~注³ 特許権の設定登録の特許料納付の場合は特許権設定登録通知書に、設定登録後の特許料納付の場合は年金領収書に、減免又は猶予を認める旨を記載する。~~

~~07. 31~~

~~特許法又は実用新案法の規定により出願審査の請求若しくは実用新案技術評価の請求の手数料の減免又は特許料若しくは登録料の減免若しくは猶予を受けるための申請書に添付する証明書について~~
~~—(特 実)—~~

~~—特許法の規定に係る出願審査の請求の手数料又は特許料の減免を受ける者は、申請書を提出する日においてそれぞれの要件に該当していなければならない（手数料令1条の2、特施令9条）から、その要件に該当する者であることを証明する書面（以下「証明書」という。）は、申請をする際に取得し得る最新のものを提出する必要がある。~~

~~例えば、市町村民税非課税の者による減免の申請に際し、申請書に添付すべき証明書は、申請時に各市役所等が交付している最新年度の証明書である。各市町村等が前年の所得に基づいて本年度の住民税額の確定を行うまでの4月から約2ヶ月の間は、前々年の所得に基づく前年度の証明書が最新のものであり、証明書の年度が切り替わった後は、本年度の証明書が最新年度のものであるからこれを添付しなければならない。~~

~~なお、減免の申請前に取得した証明書について、取得した時から申請までの間に年度の切り替わりがなく、申請の時点で最新の証明書を取得した場合でも同一年度の課税内容の証明書が発行される場合は、これを添付しても差し支えない。~~

~~—(改訂平成27・4)—~~

~~07. 32~~~~特許法又は実用新案法の規定による手数料等の減免又は特許料若しくは登録料の減免若しくは猶予について（特・実）~~~~1. 減免又は猶予の要件及び内容~~

~~「表1」の第1欄に掲げる手数料等について、同表の第2欄の要件に該当する者が減免又は猶予に係る申請書に減免又は猶予を受けるための要件について証明する書面を添付して提出した場合に、それぞれ同表の第3欄に掲げる措置を行う（特109条、195条の2、実32条の2、54条8項、特施令9条、11条、実施令2条、手数料令1条の2、1条の4、2条の2）。~~

~~「表1」~~

手数料等	要件	措置内容
(1) 出願審査の請求の手数料	ア. 生活保護法第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていること	免除
	イ. 市町村民税が課されていないこと	免除
	ウ. 個人所得税が課されていないこと	1/2に軽減
	エ. 個人事業税が課されていないこと	1/2に軽減
	オ. その事業を開始した日以後10年を経過していない個人事業主	1/2に軽減
	カ. 資本金3億円以下で設立後10年を経過しておらず、かつ他の法人に支配されていない法人	1/2に軽減
(2) 第1年分から第10年分までの特許料	ア. 生活保護法第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていること	免除 （第1年分から第3年分まで）
		1/2に軽減 （第4年分から第10年分まで）
	イ. 市町村民税が課されていないこと	免除 （第1年分から第3年分まで）

		1／2に軽減 (第4年分から 第10年分ま で)
	ウ.個人所得税が課されていないこと	1／2に軽減
	エ.個人事業税が課されていないこと	1／2に軽減
	オ.その事業を開始した日以後10年を 経過していない個人事業主	1／2に軽減
	カ.資本金3億円以下で設立後10年を 経過しておらず、かつ他の法人に支配 されていない法人	1／2に軽減
	キ.資本金3億円以下で法人税非課税か つ他の法人に支配されていない法人	1／2に軽減
(3) 実用新案技術 評価の請求の手数料	ア.生活保護法第11条第1項各号に掲 げる扶助を受けていること	免除
実用新案技術評価の 請求の手数料	イ.市町村民税が課されていないこと	免除
	ウ.個人所得税が課されていないこと	1／2に軽減
(4) 第1年分から 第3年分までの実用 新案登録料	ア.生活保護法第11条第1項各号に掲 げる扶助を受けていること	免除
	イ.市町村民税が課されていないこと	免除
	ウ.個人所得税が課されていないこと	3年間猶予

2. ~~申請書に添付する証明書等~~^{注1}~~(1) 個人の場合(特・実)~~

「表2」の要件ア.からオ.までのいずれかに該当する個人(注1)が、申請書に添付すべき証明書は、同表の右欄に掲げるものである(特施令10条、手数料令1条の3、特施規74条、手数料令2条の2第2項、実施令2条2項)。

「表2」

要 件	証 明 書
ア.生活保護法第11条第1項各号に掲げる扶 助を受けていること	生活保護証明書 (写しも可)
イ.市町村民税が課せられていないこと (注2)	市町村民税非課税証明書 (写しも可)
ウ.所得税が課せられていないこと (注3)	所得税非課税証明書 (写しも可)
エ.事業税が課されていないこと (注4)	事業税に係る納税証明書 (写しも可)
オ.その事業を開始した日以後10年を経過し ていない個人事業主	事業開始届の写し

~~（注１） 実用新案技術評価の請求の手数料の減免及び第１年分から第３年分までの実用新案登録料の減免又は猶予については、「表２」の左欄に掲げるア．からウ．までのいずれかの要件に該当する個人（考案者又はその相続人である場合に限る。）が対象となる。~~

~~また、申請をする者が考案者の相続人の場合は、戸籍謄本及び住民票の提出を要する。なお、複数の法定相続人がいる場合であって、出願をする際に法定相続人の全員が出願人となっていないときは、出願前に遺産分割の協議が整った上での出願であるものとして、遺産分割協議書の提出は要しない。~~

~~（注２） 所得税法第２条第１項第５号に規定する非居住者（以下「非居住者」という。）については、同法第２３条から第３５条まで及び第６９条の規定に準じて計算した各種所得の合算した金額が１５０万円以下であること（手数料令１条の２第１号ロ、特施令９条１号ロ、特施規７０条１項、２項）。~~

~~（注３） 非居住者については、所得税法第２３条から第３５条まで及び第６９条の規定に準じて計算した各種所得の合算した金額が２５０万円以下であること（手数料令１条の２第１号ハ、特施令９条１号ハ、特施規７０条１項、３項）。~~

~~（注４） 非居住者については、所得税法第２６条及び第２７条の規定に準じて計算した不動産所得及び事業所得を合算した金額が２９０万円以下であること（手数料令１条の２第１号ニ、特施令９条１号ニ、特施規７０条４項、５項）。~~

~~（２） 法人の場合（特）~~

~~「表３」のア．からウ．までのすべての要件を満たす法人が申請書に添付すべき証明書は、法人の類型により同表の右欄に掲げるものである（特施令１０条、手数料令１条の３、特施規７４条６号）。~~

~~「表３」法人の類型別に満たすことが必要な要件及び証明書~~

法人の類型	要 件 及 び 証 明 書			
	ア． 資本金３億円以下であること (注１)	イ． 法人税が課せられていないこと又は設立の日以後１０年を経過していないことのいずれか a. 法人税が課されていないこと b. 設立の日以後１０年を経過していないこと	ウ． 他の法人に支配されていないこと (注５)	
会社 株式会社 特例有限会社	定款、法人登記事項証明書又は前事業年	法人税確定申告書別表第１の写し又は納	定款又は法人登記事項証明書	法人税確定申告書別表第２の写し又は株主名簿

合同会社 合名会社 合資会社	度の貸借対照表 (注2)	税証明書(写しも可) (注3) (注4)	(注2)	若しくは出資者の名簿 (注4)
一般財団法人・ 一般社団法人	前事業年度の貸借対照表	同上	同上	不要
協同組合	定款、法人登記事項証明書又は前事業年度の貸借対照表	同上	同上	法人税確定申告書別表第2の写し又は出資者の名簿 (注4)
出資を有しない協同組合	前事業年度の貸借対照表	同上	同上	不要

~~(注1) 資本金又は出資を有しない法人の場合については、前事業年度末の貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額から当該貸借対照表に計上されている総負債の帳簿価額を控除した金額(当該貸借対照表に、当該事業年度に係る利益の額が計上されているときは、その額を控除した金額とし、当該事業年度に係る欠損金の額が計上されているときは、その額を加算した金額とする。)の60/100に相当する金額が3億円以下であること(手数料令1条の2第2号イ、特施令9条2号イ、特施規71条1項)。~~

~~(注2) 定款については、申請をする時点において申請者が要件を満たす者であることを証明する最新の内容であること。~~

~~(注3) 更正通知及び修正通知がある場合にはこれらの書面も含む。~~

~~(注4) 法人税確定申告書については、減免申請日に取得できる最新のものとするが、具体的には次のとおり。~~

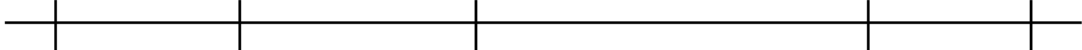
~~a 事業年度の終了と確定申告期限後の減免申請が同一年度中になされる場合→(同年度分の法人税確定申告書)~~

~~4/1 事業年度終了 確定申告提出期限 減免申請 4/1~~

~~_____~~

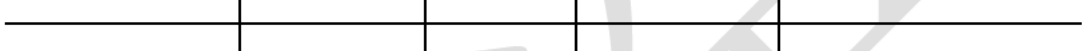
~~b. 事業年度の終了日と確定申告期限後の減免申請の間に年度が変更する場合→(前年の法人税確定申告書)~~

~~4/1 事業年度終了 確定申告提出期限 4/1 減免申請~~



~~e. 事業年度の終了日と確定申告期限の間に年度の変更及び減免申請がなされる場合→(前々年分の法人税確定申告書)~~

~~事業年度終了 4/1 減免申請 確定申告提出期限~~



~~(注5) 他の法人に支配されていないこととは以下のa. 及びb. に該当していることを指す(手数料令1条の2第2号ハ、特施令9条2号ハ、特施規71条3項)。~~

~~a. 申請人以外の単独の法人が株式総数又は出資総額の1/2以上の株式又は出資金を有していないこと。~~

~~b. 申請人以外の複数の法人が共同で株式総数又は出資総額の2/3以上の株式又は出資金を有していないこと。~~

~~(改訂平成27・4)~~

~~注1. 同時に提出する他の軽減申請書又は既に提出した他の軽減申請書の提出に係る手続(産業競争力強化法施行令第17条から第19条までに規定する手続を含む)において、既に軽減申請書に添付すべき書面を提出している場合は、軽減申請書にその旨を記載して当該書面の添付を省略することができる(特施規10条1項及び2項)。~~

~~07.33~~

~~大学等技術移転促進法の規定による手数料等の軽減について（特）~~

~~1. 軽減の要件と内容~~

~~（1）承認事業者の場合~~

~~大学等技術移転促進法第4条第1項の承認を受けた者（以下「承認事業者」という。）が同法第4条第1項の特定大学技術移転事業^{注1}を実施するときは、自己の出願についての出願審査請求手数料及び自己の特許権に係る第1年分から第10年分までの特許料が1/2に軽減される（大学等技術移転促進法第8条1項及び2項、大学等技術移転促進法施行令4条、同施行令6条）^{注2注3}。~~

~~（2）認定事業者の場合~~

~~大学等技術移転促進法第13条第1項の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）が同法13条第1項の試験研究独立行政法人技術移転事業^{注4}を行うときは、自己の出願についての出願審査請求手数料及び自己の特許権に係る第1年分から第10年分までの特許料が1/2に軽減される（大学等技術移転促進法13条3項及び4項、大学等技術移転促進法施行令16条、同施行令18条）^{注5}。~~

~~2. 申請書に添付する証明書~~

~~軽減に係る申請書に添付すべき証明書^{注6}は、「表」の右欄に掲げるものである（大学等技術移転促進法施行令3条、同施行令5条、同施行令15条、同施行令17条）。~~

~~「表」~~

要 件	証 明 書
（1）承認事業者の場合 ア. 承認事業者であり、自己の特許権又は特許出願であること イ. 承認事業者が特定大学技術移転事業を実施していること	（1）承認事業者の場合 特定大学技術移転事業の実施に係るものであることを証明する書面
（2）認定事業者の場合 ア. 認定事業者であり、自己の特許権又は特許出願であること イ. 認定事業者が試験研究独立行政法人技術移転事業を実施していること	（2）認定事業者の場合 試験研究独立行政法人技術移転事業の実施に係るものであることを証明する書面

~~（改訂平成26・1）~~

~~注1 特定大学技術移転事業の対象となるのは、学校教育法第1条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法第2条第4項に規定する大学共同利用機関における技術に関する研究成果であって、国以外の者に属する研究成果であり（大学等技術移転促進法2条1項）、当該研究成果に係る特許権又は特許を受ける権利を、承認事業者が当該国以外の者から譲渡を受けている場合に手数料等の軽減が受けられる。~~

~~注2 特許法等の一部を改正する法律（平成15年法律第47号。以下「平成15年改正法」という。）による改正前の大学等技術移転促進法第12条第1項の認定を受けた国立大学関係認定事業者が平成16年3月31日以前に譲渡を受けた国立大学の研究成果に係る国有の特許権等若しくは特許を受ける権利等又はその特許を受ける権利等に基づいて取得した特許権等について納付すべき手数料等については、平成15年改正法による改正前の大学等技術移転促進法第12条第4項、第6項、第8項及び第10項の規定は改正後も、なおその効力を有する（平成15年改正法附則8条1項）。~~

~~注3 承認事業者が国立大学法人、大学共同利用機関法人又は独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「国立大学法人等」という。）から譲渡を受けた特許権若しくは特許を受ける権利（産業技術力強化法附則第3条第1項各号に掲げるものに限る。）又は当該特許を受ける権利に基づいて取得した特許権（平成19年3月31日までにされた特許出願（同年4月1日以後にする特許出願であって同年3月31日までにしたもの）とみなされるものを除く。（4）イ. の注2において同じ。）に係るものに限る。）であって承認事業者に属するものについては、承認事業者を国とみなして特許法第107条第2項、第195条第4項及び第5項又は特例法第40条第3項及び第4項の規定を適用する（大学等技術移転促進法附則3条）。~~

~~注4 試験研究独立行政法人技術移転事業の対象となるのは、大学等技術移転促進法施行令第14条に規定する独立行政法人（以下「試験研究独立行政法人」という。）における技術に関する研究成果であり、当該研究成果に係る特許権又は特許を受ける権利を、当該試験研究独立行政法人から認定事業者が譲渡を受けている場合である。~~

~~注5 平成15年改正法による改正前の大学等技術移転促進法第13条第1項の認定を受けた者（認定事業者に限る。）が平成16年3月31日以前に譲渡を受けた試験研究独立行政法人における研究成果に係る当該試験研究独立行政法人が保有する特許権等若しくは特許を受ける権利等又はその特許を受ける権利等に基づいて取得した特許権等について納付すべき手数料等については、平成15年改正法による改正前の大学等技術移転促進法第12条第4項、第6項、第8項及び第10項並びに第13条第2項及び第3項の規定は改正後も、なおその効力を有する（平成15年改正法附則8条2項）。~~

~~注6 他の軽減申請書の提出に係る手続（廃止前の産活法の規定に基づく手続を含む（大学技術移転促進法施行規則附則第2条））において、既に軽減申請書に添付すべき書面を提出している場合は、軽減申請書にその旨を記載して当該書面の添付を省略することができる（大学技術移転促進法施行規則第2条）。~~

~~07. 35~~~~産業技術力強化法の規定による大学等研究者及び大学等を対象とした手数料等の
軽減について（特）~~~~1. 軽減の要件と内容~~~~（1）大学等研究者の場合~~

~~その特許発明又は発明が職務発明であって、当該発明の発明者が大学等研究者であるときは、自己の出願についての出願審査請求手数料及び第1年分から第10年分までの特許料が1/2に軽減される（産業技術力強化法17条1項1号、同条2項、産業技術力強化法施行令1条の2第1号、2条、5条）。――~~

~~大学等研究者とは、次のア. からウ. のいずれかに該当する者をいう（産業技術力強化法17条1項1号）。――~~

~~ア. 学校教育法第1条に規定する大学（以下「大学」という。）の学長、副学長、学部長、教授、准教授、助教、講師、助手若しくはその他の職員のうち専ら研究に従事する者（大学と雇用関係を有するポストドクター等）――~~

~~イ. 学校教育法第1条に規定する高等専門学校（以下「高等専門学校」という。）の校長、教授、准教授、助教、講師、助手若しくはその他の職員のうち専ら研究に従事する者――~~

~~ウ. 国立大学法人法第2条第3項に規定する大学共同利用機関法人（以下「大学共同利用機関法人」という。）の長若しくはその職員のうち専ら研究に従事する者――~~

~~（2）大学等の場合~~

~~次のア. からカ. までのいずれかに該当する大学等は、自己の特許出願についての出願審査請求手数料及び第1年分から第10年分までの特許料が1/2に軽減される（産業技術力強化法17条1項2号、同条2項、産業技術力強化法施行令2条、同施行令5条）^{註1}。――~~

~~大学等とは、大学若しくは高等専門学校を設置する者又は大学共同利用機関法人をいう（産業技術力強化法17条1項2号）。――~~

~~ア. その特許発明又は発明が大学等研究者がした職務発明である場合において、当該特許発明又は発明に係る特許権又は特許を受ける権利を承継した当該大学等（産業技術力強化法施行令1条の2第2号イ）――~~

~~イ. その特許発明又は発明が大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者がした職務発明である場合において、当該大学等研究者が当該大学等以外の大学等に、又は当該試験研究独立行政法人研究者、公設~~

~~試験研究機関研究者若しくは試験研究地方独立行政法人研究者が大学等に転職しているときであつて、これらの者が大学等研究者として現在所属する大学等が当該特許発明又は発明に係る特許権又は特許を受ける権利を承継したときは、当該現在所属する大学等（産業技術力強化法施行令1条の2第2号ロ）~~

~~ウ．その特許発明又は発明が大学等研究者と当該者以外の者との共同で行われたものである場合（当該特許発明又は発明が当該大学等研究者について職務発明である場合に限る。）において、当該特許発明又は発明に係る特許権又は特許を受ける権利を承継した当該大学等（産業技術力強化法施行令1条の2第2号ハ）~~

~~エ．その特許発明又は発明が大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者と当該者以外の者との共同で行われたものである場合（当該特許発明又は発明が当該大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者について職務発明である場合に限る。）において、当該大学等研究者が当該大学等以外の大学等に、又は当該試験研究独立行政法人研究者、公設試験研究機関研究者若しくは試験研究地方独立行政法人研究者が大学等に転職しているときであつて、これらの者が大学等研究者として現在所属する大学等が当該特許発明又は発明に係る特許権又は特許を受ける権利を承継したときは、当該現在所属する大学等（産業技術力強化法施行令1条の2第2号ニ）~~

~~オ．その特許発明又は発明と大学等研究者がした職務発明との間に経済産業省令で定める密接な関係がある場合において、当該特許発明又は発明に係る特許権又は特許を受ける権利を承継した当該大学等（産業技術力強化法施行令1条の2第2号ホ）~~

~~「経済産業省令で定める密接な関係」とは、以下のa.からe.までのいずれかに該当する関係をいう（産業技術力強化法施行規則1条1号）。~~

~~a. その特許発明又は発明が、当該大学等研究者がした職務発明に係る特許出願の願書に最初に添付した明細書において文献公知発明として開示されている関係~~

~~b. その特許発明又は発明が、その特許出願の願書に最初に添付した明細書において文献公知発明として当該大学等研究者がした職務発明を開示している関係~~

~~c. その特許発明又は発明が、大学等が当該大学等以外の者と共同して行った試験研究（契約又は協定に基づいて行われたものに限る。以下同じ。）又は大学等が当該大学等以外の者に委託した試験研究の成果に係るものである関係~~

~~カ．その特許発明又は発明と大学等研究者、試験研究独立行政法人研~~

~~究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者がした職務発明との間に経済産業省令で定める密接な関係がある場合において、当該大学等研究者が当該大学等以外の大学等に、又は当該試験研究独立行政法人研究者、公設試験研究機関研究者若しくは試験研究地方独立行政法人研究者が大学等に転職しているときであつて、これらの者が大学等研究者として現在所属する大学等が当該特許発明又は発明に係る特許権又は特許を受ける権利を承継したときは、当該現在所属する大学等（産業技術力強化法施行令1条の2第2号へ）~~

~~「経済産業省令で定める密接な関係」とは、以下のa.又はb.のいずれかに該当する関係をいう（産業技術力強化法施行規則1条2号）。~~

~~a. その特許発明又は発明が、当該大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者がした職務発明に係る特許出願の願書に最初に添付した明細書において文献公知発明として開示されている関係~~

~~b. その特許発明又は発明が、その特許出願の願書に最初に添付した明細書において文献公知発明として当該大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者がした職務発明を開示している関係~~

~~2. 申請書に添付すべき証明書~~

~~（1）大学等研究者の場合~~

~~軽減に係る申請書には、その申請に係る特許発明又は発明が職務発明であることを証明する書面（職務発明認定書）（産業技術力強化法施行規則1条の2第1号）を添付しなければならない。~~

~~なお、これらに相当する外国の者にあつては、これらに相当する者であることを証明する書面を提出しなければならない（産業技術力強化法施行規則5条2項）。~~

~~（2）大学等の場合~~

~~軽減に係る申請書には、1.（2）の各要件に応じ、以下の証明書を添付しなければならない。~~

~~なお、これらに相当する外国の者にあつては、これらに相当する者であることを証明する書面を提出しなければならない（産業技術力強化法施行規則5条2項）。~~

~~ア. その申請に係る特許発明又は発明が当該大学等研究者がした職務発明であることを証明する書面（職務発明認定書）（産業技術力強化法施行規則1条の2第2号）~~

~~イ a. その申請に係る特許発明又は発明が当該大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者がした職務発明であることを証明する書面~~

- ~~（職務発明認定書）（産業技術力強化法施行規則1条の2第3号イ）~~
- ~~ハ．当該大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者が当該大学等に転職し、大学等研究者として現在所属することを証明する書面（在籍証明書）（産業技術力強化法施行規則1条の2第3号ロ）~~
- ~~ウ．その申請に係る特許発明又は発明が当該大学等研究者と当該者以外の者との共同で行われたものであること及び当該特許発明又は発明が当該大学等研究者について職務発明であることを証明する書面（職務発明認定書）（産業技術力強化法施行規則1条の2第4号）~~
- ~~エ．~~
~~ア．その申請に係る特許発明又は発明が当該大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者と当該者以外の者との共同で行われたものであること及び当該特許発明又は発明が当該大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者について職務発明であることを証明する書面（職務発明認定書）（産業技術力強化法施行規則1条の2第5号イ）~~
- ~~イ．~~
~~ハ．当該大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者が当該大学等に転職し、大学等研究者として現在所属することを証明する書面（在籍証明書）（産業技術力強化法施行規則1条の2第5号ロ）~~
- ~~オ．その申請に係る特許発明又は発明が当該大学等研究者がした職務発明との間に産業技術力強化法施行規則第1条第1号に定める密接な関係があることを証明する書面（同規則1条の2第6号）~~
- ~~カ．~~
~~ア．その申請に係る特許発明又は発明が当該大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者がした職務発明との間に産業技術力強化法施行規則第1条第2号に定める密接な関係があることを証明する書面（同規則1条の2第7号イ）~~
- ~~イ．~~
~~ハ．当該大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者が当該大学等に転職し、大学等研究者として現在所属することを証明する書面（在籍証明書）（産業技術力強化法施行規則1条の2第7号ロ）~~

~~（新規平成25・6）~~

~~※¹ 国立大学法人法附則第9条第1項又は独立行政法人国立高等専門学校機構法附則第8条第1項の規定により国立大学法人等が承継した特許権又は特許を受ける権利（平成19年3月31日までにされた特許出願に係るものに限る。）及び国立大学法人等が平成19年3月31日までに当該国立大学法人等の大学等研究者から承継した特許権若しくは特許を受ける権利（同日までにされた特許出願に係るものに限る。）又は当該国立大学法人等が当該特許を受ける権利に基づいて取得した特許権については、国立大学法人等を国とみなして特許法第107条第2項、第195条第4項及び第5項又は特例法第40条第3項及び第4項の規定を適用する（産業技術力強化法附則3条1項1号から3号まで）。~~

~~また、産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成19年法律第36号）により産業技術力強化法附則第3条第1項に新たな号が新設され、承認事業者が国立大学法人等から譲渡を受けた特許権若しくは特許を受ける権利（産業技術力強化法附則第3条第1項第1号から第3号までに掲げるものに限る。）又は当該特許を受ける権利に基づいて取得した特許権（平成19年3月31日までにされた特許出願に係るものに限る。）であって、当該国立大学法人等が当該承認事業者から承継したものについても、国立大学法人等を国とみなして特許法第107条第2項、第195条第4項及び第5項又は特例法第40条第3項及び第4項の規定を適用する（産業技術力強化法附則3条1項4号）。~~

~~07. 36~~~~産業技術力強化法の規定による試験研究独立行政法人等を対象とした手数料等の軽減について（特）~~~~1. 軽減の要件と内容~~

~~次の（１）から（６）までのいずれかに該当する試験研究独立行政法人であるときは、出願審査請求手数料及び第１年分から第１０年分までの特許料が１／２に軽減される（産業技術力強化法１７条１項３号、同条２項、産業技術力強化法施行令２条、同施行令５条）[※]。~~

~~試験研究独立行政法人とは、独立行政法人のうち高等専門学校を設置する者であるもの以外のものであって、試験研究に関する業務を行うものとして産業技術力強化法施行令第３条に規定する独立行政法人をいう（産業技術力強化法１７条１項３号）。~~

~~また、試験研究独立行政法人研究者とは、試験研究独立行政法人の役員又はその職員のうち専ら研究に従事する者をいう（産業技術力強化法施行令１条の２第２号ロ）。~~

- ~~（１）その特許発明又は発明が試験研究独立行政法人研究者がした職務発明である場合において、当該特許発明又は発明に係る特許権又は特許を受ける権利を承継した当該試験研究独立行政法人（産業技術力強化法施行令１条の２第３号イ）~~
- ~~（２）その特許発明又は発明が試験研究独立行政法人研究者、大学等研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者がした職務発明である場合において、当該試験研究独立行政法人研究者が当該試験研究独立行政法人以外の試験研究独立行政法人に、又は当該大学等研究者、公設試験研究機関研究者若しくは試験研究地方独立行政法人研究者が試験研究独立行政法人に転職しているときであって、これらの者が試験研究独立行政法人研究者として現在所属する試験研究独立行政法人が当該特許発明又は発明に係る特許権又は特許を受ける権利を承継したときは、当該現在所属する試験研究独立行政法人（産業技術力強化法施行令１条の２第３号ロ）~~
- ~~（３）その特許発明又は発明が試験研究独立行政法人研究者と当該者以外の者との共同で行われたものである場合（当該特許発明又は発明が当該試験研究独立行政法人研究者について職務発明である場合に限る。）において、当該特許発明又は発明に係る特許権又は特許を受ける権利を承継した当該試験研究独立行政法人（産業技術力強化法施行令１条の２第３号ハ）~~
- ~~（４）その特許発明又は発明が試験研究独立行政法人研究者、大学等研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者と当該者以外の者との共同で行われたものである場合（当該特許発明又は発明が当該試験研究独立行政法人研究者、大学等研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研~~

~~究地方独立行政法人研究者について職務発明である場合に限る。)において、当該試験研究独立行政法人研究者が当該試験研究独立行政法人以外の試験研究独立行政法人に、又は当該大学等研究者、公設試験研究機関研究者若しくは試験研究地方独立行政法人研究者が試験研究独立行政法人に転職しているときであつて、これらの者が試験研究独立行政法人研究者として現在所属する試験研究独立行政法人が当該特許発明又は発明に係る特許権又は特許を受ける権利を承継したときは、当該現在所属する試験研究独立行政法人（産業技術力強化法施行令1条の2第3号ニ）~~

- ~~（5）その特許発明又は発明と試験研究独立行政法人研究者がした職務発明との間に経済産業省令で定める密接な関係がある場合において、当該特許発明又は発明に係る特許権又は特許を受ける権利を承継した当該試験研究独立行政法人（産業技術力強化法施行令1条の2第3号ホ）~~

~~「経済産業省令で定める密接な関係」とは、以下のア. からウ. までのいずれかに該当する関係をいう（産業技術力強化法施行規則1条3号）。~~

~~ア. その特許発明又は発明が、当該試験研究独立行政法人研究者がした職務発明に係る特許出願の願書に最初に添付した明細書において文献公知発明として開示されている関係~~

~~イ. その特許発明又は発明が、その特許出願の願書に最初に添付した明細書において文献公知発明として当該試験研究独立行政法人研究者がした職務発明を開示している関係~~

~~ウ. その特許発明又は発明が、試験研究独立行政法人が当該試験研究独立行政法人以外の者と共同して行った試験研究又は試験研究独立行政法人が当該試験研究独立行政法人以外の者に委託した試験研究の成果に係るものである関係~~

- ~~（6）その特許発明又は発明と試験研究独立行政法人研究者、大学等研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者がした職務発明との間に経済産業省令で定める密接な関係がある場合において、当該試験研究独立行政法人研究者が当該試験研究独立行政法人以外の試験研究独立行政法人に、又は当該大学等研究者、公設試験研究機関研究者若しくは試験研究地方独立行政法人研究者が試験研究独立行政法人に転職しているときであつて、これらの者が試験研究独立行政法人研究者として現在所属する試験研究独立行政法人が当該特許発明又は発明に係る特許権又は特許を受ける権利を承継したときは、当該現在所属する試験研究独立行政法人（産業技術力強化法施行令1条の2第3号ヘ）~~

~~「経済産業省令で定める密接な関係」とは、以下のア又はイのいずれかに該当する関係をいう（産業技術力強化法施行規則1条4号）。~~

~~ア. その特許発明又は発明が、当該試験研究独立行政法人研究者、大学等研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者がした職務発明に係る特許出願の願書に最初に添付した明細書において文献公知発明として開示されている関係~~

~~イ、その特許発明又は発明が、その特許出願の願書に最初に添付した明細書において文献公知発明として当該試験研究独立行政法人研究者、大学等研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者がした職務発明を開示している関係~~

~~2 申請書に添付すべき証明書類~~

~~軽減に係る申請書には、1. の各要件に応じ、以下の証明書を添付しなければならない。~~

~~(1) その申請に係る特許発明又は発明が当該試験研究独立行政法人研究者がした職務発明であることを証明する書面（職務発明認定書）（産業技術力強化法施行規則1条の2第8号）~~

~~(2) ア その申請に係る特許発明又は発明が当該試験研究独立行政法人研究者、大学等研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者がした職務発明であることを証明する書面（職務発明認定書）（産業技術力強化法施行規則1条の2第9号イ）~~

~~イ、当該試験研究独立行政法人研究者、大学等研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者が当該試験研究独立行政法人に転職し、試験研究独立行政法人研究者として現在所属することを証明する書面（在籍証明書）（産業技術力強化法施行規則1条の2第9号ロ）~~

~~(3) その申請に係る特許発明又は発明が当該試験研究独立行政法人研究者と当該者以外の者との共同で行われたものであること及び当該特許発明又は発明が当該試験研究独立行政法人研究者について職務発明であることを証明する書面（職務発明認定書）（産業技術力強化法施行規則1条の2第10号）~~

~~(4) ア その申請に係る特許発明又は発明が当該試験研究独立行政法人研究者、大学等研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者と当該者以外の者との共同で行われたものであること及び当該特許発明又は発明が当該試験研究独立行政法人研究者、大学等研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者について職務発明であることを証明する書面（職務発明認定書）（産業技術力強化法施行規則1条の2第11号イ）~~

~~イ、当該試験研究独立行政法人研究者、大学等研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者が当該試験研究独立行政法人に転職し、試験研究独立行政法人研究者として現在所属することを証明する書面（在籍証明書）（産業技術力強化法施行規則1条の2第11号ロ）~~

~~(5) その申請に係る特許発明又は発明が当該試験研究独立行政法人研究者がした職務発明との間に産業技術力強化法施行規則第1条第3号に定める密接な関係があることを証明する書面（同規則1条の2第12号）~~

~~(6) ア その申請に係る特許発明又は発明が当該試験研究独立行政法人研究者、大学等研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人~~

~~研究者がした職務発明との間に産業技術力強化法施行規則第1条第4号に定める密接な関係があることを証明する書面（同規則1条の2第13号イ）~~

~~イ 当該試験研究独立行政法人研究者、大学等研究者、公設試験研究機関研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者が当該試験研究独立行政法人に転職し、試験研究独立行政法人研究者として現在所属することを証明する書面（在籍証明書）（産業技術力強化法施行規則1条の2第13号ロ~~

~~（新規平成25・6）~~

~~注¹平成21年政令第155号による産業技術力強化法施行令第3条別表の改正により、新たに軽減対象となる試験研究独立行政法人については、平成21年6月21日までに特許をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があったものに係る特許料については、軽減の対象外となり、除かれる試験研究独立行政法人については、平成21年6月21日までにした特許出願に係る特許料及び審査請求料については減免の対象となる（平成21年政令第155号附則2条）。~~

~~07. 37~~~~産業技術力強化法の規定による公設試験研究機関を設置する者を対象とした手数料等の軽減について（特）~~~~1. 軽減の要件と内容~~

~~次の（１）から（６）までのいずれかに該当する公設試験研究機関を設置する者であるときは、出願審査請求手数料及び第１年分から第１０年分までの特許料が１／２に軽減される（産業技術力強化法１７条１項４号、同条２項、産業技術力強化法施行令２条、５条）。~~

~~公設試験研究機関とは、地方公共団体に置かれる試験所、研究所その他の機関（学校教育法第２条第２項に規定する公立学校を除く。）であって、試験研究に関する業務を行うものをいう。したがって、公共試験研究機関を設置する者とは、これら機関を設置する権限をもつ地方公共団体のことをいう。~~

~~また、公設試験研究機関研究者とは、公設試験研究機関の長又はその職員のうち専ら研究に従事する者をいう（産業技術力強化法施行令１条の２第２号ロ）。~~

- ~~（１）その特許発明又は発明が公設試験研究機関研究者がした職務発明である場合において、当該特許発明又は発明に係る特許権又は特許を受ける権利を承継した当該公設試験研究機関を設置する者（産業技術力強化法施行令１条の２第４号イ）~~
- ~~（２）その特許発明又は発明が公設試験研究機関研究者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者がした職務発明である場合において、当該公設試験研究機関研究者が当該公設試験研究機関以外の公設試験研究機関に、又は当該大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者若しくは試験研究地方独立行政法人研究者が公設試験研究機関に転職しているときであって、これらの者が公設試験研究機関研究者として現在所属する公設試験研究機関が当該特許発明又は発明に係る特許権又は特許を受ける権利を承継したときは、当該現在所属する公設試験研究機関を設置する者（産業技術力強化法施行令１条の２第４号ロ）~~
- ~~（３）その特許発明又は発明が公設試験研究機関研究者と当該者以外の者との共同で行われたものである場合（当該特許発明又は発明が当該公設試験研究機関研究者について職務発明である場合に限る。）において、当該特許発明又は発明に係る特許権又は特許を受ける権利を承継した当該公設試験研究機関を設置する者（産業技術力強化法施行令１条の２第４号ハ）~~
- ~~（４）その特許発明又は発明が公設試験研究機関研究者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者と当該者以外の者との共同で行われたものである場合（当該特許発明又は発明が当該公設試験研究機関研究者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は試験研~~

~~究地方独立行政法人研究者について職務発明である場合に限る。)において、当該公設試験研究機関研究者が当該公設試験研究機関以外の公設試験研究機関に、又は当該大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者若しくは試験研究地方独立行政法人研究者が公設試験研究機関に転職しているときであつて、これらの者が公設試験研究機関研究者として現在所属する公設試験研究機関が当該特許発明又は発明に係る特許権又は特許を受ける権利を承継したときは、当該現在所属する公設試験研究機関を設置する者（産業技術力強化法施行令1条の2第4号ニ）~~

- ~~（5）その特許発明又は発明と公設試験研究機関研究者がした職務発明との間に経済産業省令で定める密接な関係がある場合において、当該特許発明又は発明に係る特許権又は特許を受ける権利を承継した当該公設試験研究機関を設置する者（産業技術力強化法施行令1条の2第4号ホ）~~

~~「経済産業省令で定める密接な関係」とは、以下のアからウまでのいずれかに該当する関係をいう（産業技術力強化法施行規則1条5号）。~~

~~ア. その特許発明又は発明が、当該公設試験研究機関研究者がした職務発明に係る特許出願の願書に最初に添付した明細書において文献公知発明として開示されている関係~~

~~イ. その特許発明又は発明が、その特許出願の願書に最初に添付した明細書において文献公知発明として当該公設試験研究機関研究者がした職務発明を開示している関係~~

~~ウ. その特許発明又は発明が、公設試験研究機関が当該公設試験研究機関以外の者と共同して行った試験研究又は公設試験研究機関が当該公設試験研究機関以外の者に委託した試験研究の成果に係るものである関係~~

- ~~（6）その特許発明又は発明と公設試験研究機関研究者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者がした職務発明との間に経済産業省令で定める密接な関係がある場合において、当該公設試験研究機関研究者が当該公設試験研究機関以外の公設試験研究機関に、又は当該大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者若しくは試験研究地方独立行政法人研究者が公設試験研究機関に転職しているときであつて、これらの者が公設試験研究機関研究者として現在所属する公設試験研究機関が当該特許発明又は発明に係る特許権又は特許を受ける権利を承継したときは、当該現在所属する公設試験研究機関を設置する者（産業技術力強化法施行令1条の2第4号ヘ）~~

~~「経済産業省令で定める密接な関係」とは、以下のア又はイのいずれかに該当する関係をいう（産業技術力強化法施行規則1条6号）。~~

~~ア. その特許発明又は発明が、当該公設試験研究機関研究者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者がした職務発明に係る特許出願の願書に最初に添付した明細書において文献公知発明として開示されている関係~~

~~イ. その特許発明又は発明が、その特許出願の願書に最初に添付した明細書~~

~~において文献公知発明として当該公設試験研究機関研究者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者がした職務発明を開示している関係~~

~~2 申請書に添付すべき証明書~~

~~軽減に係る申請書には、1 の各要件に応じ、以下の証明書を添付しなければならない。~~

~~(1) ア. 公設試験研究機関がその業務として試験研究を行うことを証明する書面（条例等の写し）（産業技術力強化法施行規則7条1項）~~

~~イ. その申請に係る特許発明又は発明が当該公設試験研究機関研究者がした職務発明であることを証明する書面（職務発明認定書）（産業技術力強化法施行規則1条の2第14号）~~

~~(2) ア. 公設試験研究機関がその業務として試験研究を行うことを証明する書面（条例等の写し）（産業技術力強化法施行規則7条1項）~~

~~イ. その申請に係る特許発明又は発明が当該公設試験研究機関研究者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者がした職務発明であることを証明する書面（職務発明認定書）（産業技術力強化法施行規則1条の2第15号イ）~~

~~ウ. 当該公設試験研究機関研究者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者が当該公設試験研究機関に転職し、公設試験研究機関研究者として現在所属することを証明する書面（在籍証明書）（産業技術力強化法施行規則1条の2第15号ロ）~~

~~(3) ア. 公設試験研究機関がその業務として試験研究を行うことを証明する書面（条例等の写し）（産業技術力強化法施行規則7条1項）~~

~~イ. その申請に係る特許発明又は発明が当該公設試験研究機関研究者と当該者以外の者との共同で行われたものであること及び当該特許発明又は発明が当該公設試験研究機関研究者について職務発明であることを証明する書面（職務発明認定書）（産業技術力強化法施行規則1条の2第16号）~~

~~(4) ア. 公設試験研究機関がその業務として試験研究を行うことを証明する書面（条例等の写し）（産業技術力強化法施行規則7条1項）~~

~~イ. その申請に係る特許発明又は発明が当該公設試験研究機関研究者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者と当該者以外の者との共同で行われたものであること及び当該特許発明又は発明が当該公設試験研究機関研究者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者について職務発明であることを証明する書面（職務発明認定書）（産業技術力強化法施行規則1条の2第17号イ）~~

~~ウ. 当該公設試験研究機関研究者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者が当該公設試験研究機関に転職し、公設試験研究機関研究者として現在所属することを証明する書~~

- ~~面（在籍証明書）（産業技術力強化法施行規則1条の2第17号ロ）~~
- ~~（5）ア．公設試験研究機関がその業務として試験研究を行うことを証明する書面（条例等の写し）（産業技術力強化法施行規則7条1項）~~
- ~~イ．その申請に係る特許発明又は発明が当該公設試験研究機関研究者がした職務発明との間に産業技術力強化法施行規則第1条第5号に定める密接な関係があることを証明する書面（同規則1条の2第18号）~~
- ~~（6）ア．公設試験研究機関がその業務として試験研究を行うことを証明する書面（条例等の写し）（産業技術力強化法施行規則7条1項）~~
- ~~イ．その申請に係る特許発明又は発明が当該公設試験研究機関研究者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者がした職務発明との間に産業技術力強化法施行規則第1条第6号に定める密接な関係があることを証明する書面（同規則1条の2第19号イ）~~
- ~~ウ．当該公設試験研究機関研究者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は試験研究地方独立行政法人研究者が当該公設試験研究機関に転職し、公設試験研究機関研究者として現在所属することを証明する書面（在籍証明書）（産業技術力強化法施行規則1条の2第19号ロ）~~

~~（新規平成25・6）~~

~~07. 38~~~~産業技術力強化法の規定による試験研究地方独立行政法人を対象とした手数料等の軽減について（特）~~~~1. 軽減の要件と内容~~

~~次の（１）から（６）までのいずれかに該当する試験研究地方独立行政法人^{注１}であるときは、出願審査請求手数料及び第１年分から第１０年分までの特許料が１／２に軽減される（産業技術力強化法１７条１項５号、同条２項、産業技術力強化法施行令２条、同施行令５条）。~~

- ~~（１）その特許発明又は発明が試験研究地方独立行政法人研究者^{注２}がした職務発明である場合において、当該特許発明又は発明に係る特許権又は特許を受ける権利を承継した当該試験研究地方独立行政法人（産業技術力強化法施行令１条の２第５号イ）~~
- ~~（２）その特許発明又は発明が試験研究地方独立行政法人研究者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は公設試験研究機関研究者がした職務発明である場合において、当該試験研究地方独立行政法人研究者が当該試験研究地方独立行政法人以外の試験研究地方独立行政法人に、又は当該大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者若しくは公設試験研究機関研究者が試験研究地方独立行政法人に転職しているときであつて、これらの者が試験研究地方独立行政法人研究者として現在所属する試験研究地方独立行政法人が当該特許発明又は発明に係る特許権又は特許を受ける権利を承継したときは、当該現在所属する試験研究地方独立行政法人（産業技術力強化法施行令１条の２第５号ロ）~~
- ~~（３）その特許発明又は発明が試験研究地方独立行政法人研究者と当該者以外の者との共同で行われたものである場合（当該特許発明又は発明が当該試験研究地方独立行政法人研究者について職務発明である場合に限る。）において、当該特許発明又は発明に係る特許権又は特許を受ける権利を承継した当該試験研究地方独立行政法人（産業技術力強化法施行令１条の２第５号ハ）~~
- ~~（４）その特許発明又は発明が試験研究地方独立行政法人研究者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は公設試験研究機関研究者と当該者以外の者との共同で行われたものである場合（当該特許発明又は発明が当該試験研究地方独立行政法人研究者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は公設試験研究機関研究者について職務発明である場合に限る。）において、当該試験研究地方独立行政法人研究者が当該試験研究地方独立行政法人以外の試験研究地方独立行政法人に、又は当該大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者若しくは公設試験研究機関研究者が試験研究地方独立行政法人に転職しているときであつて、これらの者が試験研究地方独立行政法人研究者として現在所属する試験研究地方独立行政法人が当該特許発明又は発明に係~~

~~る特許権又は特許を受ける権利を承継したときは、当該現在所属する試験研究地方独立行政法人（産業技術力強化法施行令1条の2第5号ニ）~~

~~（5）その特許発明又は発明と試験研究地方独立行政法人研究者がした職務発明との間に経済産業省令で定める密接な関係がある場合において、当該特許発明又は発明に係る特許権又は特許を受ける権利を承継した当該試験研究地方独立行政法人（産業技術力強化法施行令1条の2第5号ホ）~~

~~「経済産業省令で定める密接な関係」とは、以下のアからウまでのいずれかに該当する関係をいう（産業技術力強化法施行規則1条7号）。~~

~~ア．その特許発明又は発明が、当該試験研究地方独立行政法人研究者がした職務発明に係る特許出願の願書に最初に添付した明細書において文献公知発明として開示されている関係~~

~~イ．その特許発明又は発明が、その特許出願の願書に最初に添付した明細書において文献公知発明として当該試験研究地方独立行政法人研究者がした職務発明を開示している関係~~

~~ウ．その特許発明又は発明が、試験研究地方独立行政法人が当該試験研究地方独立行政法人以外の者と共同して行った試験研究又は試験研究地方独立行政法人が当該試験研究地方独立行政法人以外の者に委託した試験研究の成果に係るものである関係~~

~~（6）その特許発明又は発明と試験研究地方独立行政法人研究者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は公設試験研究機関研究者がした職務発明との間に経済産業省令で定める密接な関係がある場合において、当該試験研究地方独立行政法人研究者が当該試験研究地方独立行政法人以外の試験研究地方独立行政法人に、又は当該大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者若しくは公設試験研究機関研究者が試験研究地方独立行政法人に転職しているときであつて、これらの者が試験研究地方独立行政法人研究者として現在所属する試験研究地方独立行政法人が当該特許発明又は発明に係る特許権又は特許を受ける権利を承継したときは、当該現在所属する試験研究地方独立行政法人（産業技術力強化法施行令1条の2第5号ヘ）~~

~~「経済産業省令で定める密接な関係」とは、以下のア又はイのいずれかに該当する関係をいう（産業技術力強化法施行規則1条8号）。~~

~~ア．その特許発明又は発明が、当該試験研究地方独立行政法人研究者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は公設試験研究機関研究者がした職務発明に係る特許出願の願書に最初に添付した明細書において文献公知発明として開示されている関係~~

~~イ．その特許発明又は発明が、その特許出願の願書に最初に添付した明細書において文献公知発明として当該試験研究地方独立行政法人研究者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は公設試験研究機関研究者がした職務発明を開示している関係~~

~~2 申請書に添付すべき証明書~~

~~軽減に係る申請書には、1. （1）から（6）の各要件に応じ、以下の証明~~

~~書を添付しなければならない。~~

- ~~(1) ア. 試験研究地方独立行政法人がその業務として試験研究を行うことを証明する書面（定款等の写し）（産業技術力強化法施行規則7条1項）~~
 - ~~イ. その申請に係る特許発明又は発明が当該試験研究地方独立行政法人研究者がした職務発明であることを証明する書面（職務発明認定書）（産業技術力強化法施行規則1条の2第20号）~~
- ~~(2) ア. 試験研究地方独立行政法人がその業務として試験研究を行うことを証明する書面（定款等の写し）（産業技術力強化法施行規則7条1項）~~
 - ~~イ. その申請に係る特許発明又は発明が当該試験研究地方独立行政法人研究者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は公設試験研究機関研究者がした職務発明であることを証明する書面（職務発明認定書）（産業技術力強化法施行規則1条の2第21号イ）~~
 - ~~ウ. 当該試験研究地方独立行政法人研究者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は公設試験研究機関研究者が当該試験研究地方独立行政法人に転職し、試験研究地方独立行政法人研究者として現在所属することを証明する書面（在籍証明書）（産業技術力強化法施行規則1条の2第21号ロ）~~
- ~~(3) ア. 試験研究地方独立行政法人がその業務として試験研究を行うことを証明する書面（定款等の写し）（産業技術力強化法施行規則7条1項）~~
 - ~~イ. その申請に係る特許発明又は発明が当該試験研究地方独立行政法人研究者と当該者以外の者との共同で行われたものであること及び当該特許発明又は発明が当該試験研究地方独立行政法人研究者について職務発明であることを証明する書面（職務発明認定書）（産業技術力強化法施行規則1条の2第22号）~~
- ~~(4) ア. 試験研究地方独立行政法人がその業務として試験研究を行うことを証明する書面（定款等の写し）（産業技術力強化法施行規則7条1項）~~
 - ~~イ. その申請に係る特許発明又は発明が当該試験研究地方独立行政法人研究者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は公設試験研究機関研究者と当該者以外の者との共同で行われたものであること及び当該特許発明又は発明が当該試験研究地方独立行政法人、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は公設試験研究機関研究者について職務発明であることを証明する書面（職務発明認定書）（産業技術力強化法施行規則1条の2第23号イ）~~
 - ~~ウ. 当該試験研究地方独立行政法人研究者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は公設試験研究機関研究者が当該試験研究地方独立行政法人に転職し、試験研究地方独立行政法人研究者として現在所属することを証明する書面（在籍証明書）（産業技術力強化法施行規則1条の2第23号ロ）~~
- ~~(5) ア. 試験研究地方独立行政法人がその業務として試験研究を行うことを証明する書面（定款等の写し）（産業技術力強化法施行規則7条1項）~~

- ~~イ．その申請に係る特許発明又は発明が当該試験研究地方独立行政法人研究者がした職務発明との間に産業技術力強化法施行規則第1条第7号に定める密接な関係があることを証明する書面（同規則1条の2第24号）~~
- ~~（6）ア 試験研究地方独立行政法人がその業務として試験研究を行うことを証明する書面（定款等の写し）（産業技術力強化法施行規則7条1項）~~
- ~~イ．その申請に係る特許発明又は発明が当該試験研究地方独立行政法人研究者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は公設試験研究機関研究者がした職務発明との間に産業技術力強化法施行規則第1条第8号に定める密接な関係があることを証明する書面（同規則1条の2第25号イ）~~
- ~~ウ．当該試験研究地方独立行政法人研究者、大学等研究者、試験研究独立行政法人研究者又は公設試験研究機関研究者が当該試験研究地方独立行政法人に転職し、試験研究地方独立行政法人研究者として現在所属することを証明する書面（在籍証明書）（産業技術力強化法施行規則1条の2第25号ロ）~~

~~（新規平成25・6）~~

~~注1 試験研究地方独立行政法人とは、地方独立行政法人（地方独立行政法人法第68条第1項に規定する公立大学法人を除く。）であって、試験研究に関する業務を行うものをいう（産業技術力強化法17条1項5号）。~~

~~注2 試験研究地方独立行政法人研究者とは、試験研究地方独立行政法人の役員又はその職員のうち専ら研究に従事する者をいう（産業技術力強化法施行令1条の2第2号ロ）。~~

~~07. 39~~~~産業技術力強化法の規定による研究開発型
中小企業等を対象とした手数料等の軽減に
ついて（特）~~~~1. 軽減の要件と内容~~~~（1）個人の場合（産業技術力強化法施行令6条1号、4号から6号まで）~~

~~次の中小企業要件及び研究開発要件を満たす個人（中小事業主）は、出願
審査請求手数料及び第1年分から第10年分までの特許料が1/2に軽減さ
れる（産業技術力強化法18条、産業技術力強化法施行令8条、10条）。
ア. 中小企業要件（従業員数が「表1」の数以下であること。）~~

~~「表1」~~

日本標準産業分類に基づく業種	従業員の数
製造業、建設業、運輸業他（以下の業種を除く。）	300人
小売業	50人
卸売業又はサービス業（ソフトウェア業、情報処 理サービス業及び旅館業を除く。）	100人
旅館業	200人
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及び チューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除 く。）	900人

~~イ. 研究開発要件（以下のa. からe. までのいずれかを満たすこと）~~

~~a. 申請書提出日の属する年の前年1年間（申請書提出日の属する月が1
月～3月の場合は、前々年）における試験研究費及び開発費の合計額が、
事業所得に係る総収入金額の3%を超えること。ただし、申請書提出日
において事業を開始した日以後27月を経過せず、試験研究費率を算定
できない場合は、常勤の研究者の数が2人以上であり、当該研究者の数
が、事業主及び従業員の数の合計の1/10以上であること。~~

~~b. その特許発明又は発明が中小企業等経営強化法第2条第12項に規定す
る特定補助金等を交付された新技術に関する研究開発の事業の成果に係
るもの（当該事業の終了の日から2年以内に出願されたものに限る。）
であって、当該特定補助金等を交付された同項に規定する特定中小企業
者であること。~~

~~e. その特許発明又は発明が中小企業等経営強化法第9条第2項に規定する
承認経営革新計画に従って行われる経営革新のための事業の成果に係る
もの（当該承認経営革新計画の終了の日から2年以内に出願されたもの
に限る。）又はその成果を実施するために必要となるものとして当該承~~

~~認経営革新計画に従って承継したものであって、当該経営革新のための事業を行う同法第2条第1項各号に掲げる中小企業者であること。~~

~~d. その特許発明又は発明が中小企業等経営強化法第11条第3項に規定する認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って行われる異分野連携新事業分野開拓に係る事業の成果に係るもの（当該認定異分野連携新事業分野開拓計画の終了の日から2年以内に出願されたものに限る。）又はその成果を実施するために必要となるものとして当該認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って承継したものであって、当該異分野連携新事業分野開拓に係る事業を行う同法第2条第1項各号に掲げる中小企業に該当する個人であること。~~

~~e. 旧創造法（平成17年4月に廃止となった中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法をいう。以下同じ。）に基づき認定された「認定研究開発等事業計画」に従って行われる研究開発等事業の成果に係る特許発明又は発明であって、当該研究開発等事業を行う中小企業者に該当する個人であること（産業技術力強化法施行令を改正する平成17年政令第153号附則第6条により引き続き軽減の対象となる。特許料の軽減期間については第1年分から第3年分までに限られる。）。~~

~~（2）会社の場合（産業技術力強化法施行令6条2号、4号から6号まで）~~

~~次の中小企業要件及び研究開発要件を満たす会社は、出願審査請求手数料及び第1年分から第10年分までの特許料が1/2に軽減される（産業技術力強化法18条、産業技術力強化法施行令8条、10条）。~~

~~ア. 中小企業要件（資本金若しくは出資の額が「表2」の額以下であること又は従業員数が「表1」の数以下であること。）~~

~~「表2」~~

日本標準産業分類に基づく業種	資本の額又は出資の総額
製造業、建設業、運輸業他（以下の業種を除く。）	3億円
小売業又はサービス業（ソフトウェア業又は情報処理サービス業を除く。）	5千万円
卸売業	1億円

~~イ. 研究開発要件（以下のa. からe. までのいずれかを満たすこと）~~

~~a. 申請書提出日の属する事業年度の前事業年度（申請書提出日が前事業年度経過後2月以内の場合は、前々事業年度）における試験研究費及び開発費の合計が、総収入金額から固定資産又は有価証券の譲渡による収入金額を控除した金額の3%を超えること。ただし、申請書提出日において設立の日以後26月を経過せず、試験研究費率を算定できない場合は、常勤の研究者の数が2人以上であり、当該研究者の数が、常勤の役員及び従業員の数の合計の1/10以上であること。~~

~~b. その特許発明又は発明が中小企業等経営強化法第2条第12項に規定す~~

- ~~る特定補助金等を交付された新技術に関する研究開発の事業の成果に係るもの（当該事業の終了の日から2年以内に出願されたものに限る。）であって、当該特定補助金等を交付された同項に規定する特定中小企業者であること。~~
- ~~e. その特許発明又は発明が中小企業等経営強化法第9条第2項に規定する承認経営革新計画に従って行われる経営革新のための事業の成果に係るもの（当該承認経営革新計画の終了の日から2年以内に出願されたものに限る。）又はその成果を実施するために必要となるものとして当該承認経営革新計画に従って承継したものであって、当該経営革新のための事業を行う同法第2条第1項各号に掲げる中小企業者であること。~~
- ~~d. その特許発明又は発明が中小企業等経営強化法第11条第3項に規定する認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って行われる異分野連携新事業分野開拓に係る事業の成果に係るもの（当該認定異分野連携新事業分野開拓計画の終了の日から2年以内に出願されたものに限る。）又はその成果を実施するために必要となるものとして当該認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って承継したものであって、当該異分野連携新事業分野開拓に係る事業を行う同法第2条第1項各号に掲げる中小企業者であること。~~
- ~~e. 旧創造法に基づき認定された「認定研究開発等事業計画」に従って行われる研究開発等事業の成果に係る特許発明又は発明であって、当該研究開発等事業を行う中小企業者であること。また、当該特許発明又は発明は職務発明であってその職務発明を予約承継していることが必要となる（産業技術力強化法施行令を改正する平成17年政令第153号附則第6条により引き続き軽減の対象となる。特許料の軽減期間については第1年分から第3年分までに限られる。）。~~
- ~~（3）組合等^{註1}の場合（産業技術力強化法施行令6条3号から6号まで）~~
~~以下のア. からオ. のいずれかの研究開発要件を満たす組合は、出願審査請求手数料及び第1年分から第10年分までの特許料が1/2に軽減される（産業技術力強化法18条、産業技術力強化法施行令8条、10条）。~~
- ~~ア. 申請書提出日の属する事業年度の前事業年度（申請書提出日が前事業年度経過後2月以内の場合は、前々事業年度）における試験研究費及び開発費の合計が、総収入金額から固定資産又は有価証券の譲渡による収入金額を控除した金額の3%を超えること。ただし、申請書提出日において設立の日以後26月を経過せず、試験研究費率を算定できない場合は、常勤の研究者の数が2人以上であり、当該研究者の数が、常勤の役員及び従業員の数の合計の1/10以上であること。~~
- ~~イ. その特許発明又は発明が中小企業等経営強化法第2条第12項に規定する特定補助金等を交付された新技術に関する研究開発の事業の成果に係るもの（当該事業の終了の日から2年以内に出願されたものに限る。）であって、当該特定補助金等を交付された同項に規定する特定中小企業者であ~~

~~ること。~~

~~ウ. その特許発明又は発明が中小企業等経営強化法第9条第2項に規定する承認経営革新計画に従って行われる経営革新のための事業の成果に係るもの（当該承認経営革新計画の終了の日から2年以内に出願されたものに限る。）又はその成果を実施するために必要となるものとして当該承認経営革新計画に従って承継したものであって、当該経営革新のための事業を行う同法第2条第1項各号に掲げる中小企業者であること。~~

~~エ. その特許発明又は発明が中小企業等経営強化法第11条第3項に規定する認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って行われる異分野連携新事業分野開拓に係る事業の成果に係るもの（当該認定異分野連携新事業分野開拓計画の終了の日から2年以内に出願されたものに限る。）又はその成果を実施するために必要となるものとして当該認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って承継したものであって、当該異分野連携新事業分野開拓に係る事業を行う同法第2条第1項各号に掲げる中小企業者であること。~~

~~オ. 旧創造法に基づき認定された「認定研究開発等事業計画」に従って行われる研究開発等事業の成果に係る特許発明又は発明であって、当該研究開発等事業を行う中小企業者であること。また、当該特許発明又は発明は職務発明であってその職務発明を予約承継していることが必要となる（産業技術力強化法施行令を改正する平成17年政令第153号附則第6条により引き続き軽減の対象となる。特許料の軽減期間については第1年分から第3年分までに限られる。）。~~

~~2. 申請書に添付すべき証明書~~

~~軽減に係る申請書には、申請者が個人、会社、組合の別によりそれぞれ中小企業要件及び研究開発要件を満たすことを証明する書面（組合の場合は、研究開発要件のみ）を添付しなければならない^{注2}。~~

~~（1）個人の場合~~

~~ア. 中小企業要件~~

~~—— 従業員数を証明する書面（雇用保険、労働保険、賃金台帳等の写し等）及び主たる事業を確認するための書類（自社のパンフレット等）~~

~~イ. 研究開発要件~~

~~—— a 前年（又は前々年）1年間の財務諸表等、試験研究費等比率を確認できる書類（税理士・公認会計士による証明書でも可）~~

~~b. 事業開始日を証明する書面（事業開始届等）並びに常勤の研究者数及び従業員数を確認できる書面（日本国内に住所若しくは居所又は主たる事務所若しくは営業所の所在地を有しない者における研究者数比率については、特許管理人による証明書によるものとする。）~~

~~c. 交付された特定補助金等により事業を行う者であることを証明する書面（補助事業計画書の写し及び補助金交付決定通知書の写し）及びその申請に係る特許発明又は発明が特定補助金等を交付された事業の成果に係るものであることを証明する書面~~

- ~~d. 経営革新計画の承認に基づく事業を行う者であることを証明する書面（「経営革新計画」の写し及び承認書の写し）及びその申請に係る特許発明又は発明が承認事業の成果に係るもの又はその成果を実施するために必要となるものとして当該承認経営革新計画に従って承継したものであることを証明する書面~~
- ~~e. 研究開発等事業計画の認定に基づく事業を行う者であることを証明する書面（「認定書」の写し及び「異分野連携新事業分野開拓計画」の写し等）及びその申請に係る特許発明又は発明が認定事業の成果に係るもの又はその成果を実施するために必要となるものとして当該認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って承継したものであることを証明する書面~~
- ~~f. 旧創造法に基づき認定された事業を行う者であることを証明する書面（「研究開発等事業計画」の写し及び認定書の写し）及びその申請に係る特許発明又は発明が認定を受けた事業の成果に係るものであることを証明する書面~~

~~（2）会社の場合~~

~~ア. 中小企業要件~~

~~資本の額若しくは出資の総額を証明する書面（法人登記事項証明書）又は従業員数を証明する書面（雇用保険、労働保険、賃金台帳等の写し等）及び主たる事業を確認できる書類（自社パンフレット等）~~

~~イ. 研究開発要件~~

- ~~a. 前事業年度（又は前々事業年度）の財務諸表等、試験研究費等比率を確認できる書類~~
- ~~b. 設立年月日を証明する書面（法人登記事項証明書等）並びに常勤の研究者数、常勤の役員数及び従業員数を確認できる書面（日本国内に住所若しくは居所又は主たる事務所若しくは営業所の有しない者における従業員数比率については、特許管理人による証明書によるものとする。）~~
- ~~c. 交付された特定補助金等により事業を行う者であることを証明する書面（補助事業計画書の写し及び補助金交付決定通知書又は委託契約書の写し）及びその申請に係る特許発明又は発明が特定補助金等を交付された事業の成果に係るものであることを証明する書面~~
- ~~d. 経営革新計画の承認に基づく事業を行う者であることを証明する書面（「経営革新計画」の写し及び承認書の写し）及びその申請に係る特許発明又は発明が承認事業の成果に係るもの又はその成果を実施するために必要となるものとして当該承認経営革新計画に従って承継したものであることを証明する書面~~
- ~~e. 研究開発等事業計画の認定に基づく事業を行う者であることを証明する書面（「認定書」の写し及び「異分野連携新事業分野開拓計画」の写し等）及びその申請に係る特許発明又は発明が認定事業の成果に係るもの又はその成果を実施するために必要となるものとして当該認定異分野~~

~~連携新事業分野開拓計画に従って承継したものであることを証明する書面~~

- ~~f. 旧創造法に基づき認定された事業を行う者であることを証明する書面（「研究開発等事業計画」の写し及び認定書の写し）、その申請に係る特許発明又は発明が認定を受けた事業の成果に係るものであることを証明する書面、職務発明であることを証明する書面（職務発明認定書）、及び職務発明についてあらかじめ使用者等に特許を受ける権利を承継させることが定められた契約、勤務規則その他の定め~~の写し

~~（3）組合の場合~~

- ~~ア. 前事業年度（又は前々事業年度）の財務諸表等、試験研究費等比率を確認できる書類~~
- ~~イ. 設立年月日を証明する書面（法人登記事項証明書等）並びに常勤の研究者数、常勤の役員数及び従業員数を確認できる書面（日本国内に住所若しくは居所又は主たる事務所若しくは営業所の有しない者における従業員数比率については、特許管理人による証明書によるものとする。）~~
- ~~ウ. 交付された特定補助金等により事業を行う者であることを証明する書面（補助事業計画書の写し及び補助金交付決定通知書又は委託契約書の写し）及びその申請に係る特許発明又は発明が特定補助金等を交付された事業の成果に係るものであることを証明する書面~~
- ~~エ. 経営革新計画の承認に基づく事業を行う者であることを証明する書面（「経営革新計画」の写し及び承認書の写し）及びその申請に係る特許発明又は発明が承認事業の成果に係るもの又はその成果を実施するために必要となるものとして当該承認経営革新計画に従って承継したものであることを証明する書面~~
- ~~オ. 研究開発等事業計画の認定に基づく事業を行う者であることを証明する書面（「認定書」の写し及び「異分野連携新事業分野開拓計画」の写し等）及びその申請に係る特許発明又は発明が認定事業の成果に係るもの又はその成果を実施するために必要となるものとして当該認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って承継したものであることを証明する書面~~
- ~~カ. 旧創造法に基づき認定された事業を行う者であることを証明する書面（「研究開発等事業計画」の写し及び認定書の写し）、その申請に係る特許発明又は発明が認定を受けた事業の成果に係るものであることを証明する書面、職務発明であることを証明する書面（職務発明認定書）、及び職務発明についてあらかじめ使用者等に特許を受ける権利を承継させることが定められた契約、勤務規則その他の定め~~の写し

~~（改訂平成29・4）~~

~~注¹ 組合等とは、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合及び商工組合連合会並びに技術研究組合（直接又は間接の構成員の三分の二以上が中小事業主、特定会社、企業組合又は協業組合であるものに限る。）をいう（産業技術力強化法施行令6条3号）。~~

~~注² 研究開発要件を満たす個人、会社、組合のうち、「試験研究費等比率」の要件に該当する場合の軽減申請については、申請人が同一の場合に限り、一の書面で申請することができる。ただし、審査請求料の軽減申請と特許料とを一の書面で申請することはできない（産業技術力強化法施行規則1条の3第3項）。~~

~~07.40~~~~中小ものづくり高度化法の規定による手数料等の軽減について（特）~~~~1. 軽減の要件と内容~~~~（1）軽減の要件と内容~~

~~中小ものづくり高度化法第4条に規定する特定研究開発等計画に従って行われる特定研究開発等^特の成果に係る特許発明又は発明（当該認定計画における特定研究開発等の実施期間の終了日から起算して2年以内に出願されたものに限る。）又は当該特許発明を実施するために認定計画に従って承継した特許権若しくは特許を受ける権利に係る特許発明又は発明について、当該特定研究開発等を行う中小企業者であるときは、出願審査請求手数料及び第1年分から第10年分までの特許料が1/2に軽減される（中小ものづくり高度化法9条、中小ものづくり高度化法施行令3条2項、4条2項）。~~

~~（2）中小企業者の要件~~

~~以下のア. からウ. までの場合に、それぞれの要件を満たす者が対象である。（中小ものづくり高度化法2条、中小ものづくり高度化法施行令1条）~~

~~ア. 個人事業主~~

~~それぞれの業種において、従業員数が「表1」の数以下であること。~~

~~イ. 法人~~

~~それぞれの業種において、従業員数が「表1」の数以下であること又は資本金若しくは出資の額が「表2」の額以下であること。~~

~~ウ. 組合等~~

~~以下のいずれかに該当するものであること。~~

~~a. 企業組合~~~~b. 協業組合~~~~c. 中小ものづくり高度化法施行令1条2項において定められたもの~~

~~i) 事業共同組合及び事業協同小組合並びに協同組合連合会~~

~~ii) 水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会~~

~~iii) 商工組合及び商工組合連合会~~

~~iv) 技術研究組合であって、その直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小ものづくり高度化法（中小ものづくり高度化法2条1項1号から7号）で規定する中小企業者であるもの~~

「表 1」

製造業、建設業、運輸業他（以下の業種を除く。）	300人
小売業	50人
卸売業又はサービス業（ソフトウェア業、情報処理サービス業及び旅館業を除く。）	100人
旅館業	200人
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	900人

「表 2」

製造業、建設業、運輸業他（以下の業種を除く。）	3億円
小売業又はサービス業（ソフトウェア業又は情報処理サービス業を除く。）	5千万円
卸売業	1億円

2. ~~申請書に添付すべき証明書~~

~~軽減に係る申請書に添付すべき証明書は、申請者が個人、法人、組合（注1）の別により、「表3」の右欄に掲げるものである。（中小ものづくり高度化法施行令3条、4条）~~

「表 3」

要件	証明書		
	個人事業主	法人	組合等
ア、イ、のいずれかに該当すること	ア、イ、共通 ・認定計画の写し		
ア、中小ものづくり高度化法第4条に規定する特定研究開発等計画に従って行われる特定研究開発等の成果に係る特許発明又は発明（いずれも当該認定計画における特定研究開発等の実施期間の終了日から起算して2年以内に出願されたものに限る。）であること	ア、に該当する場合 ・特定研究開発等の成果に係る特許発明又は発明であることを証する書面		
イ、ア、の特許発明又は発明を実施するために認定計画に従って承	イ、に該当する場合 ・認定計画に従って承継された特許権若しくは特許を受ける権利に係る特許発明又は発明であることを証する書面		

継した特許権若しくは特許を受ける権利に係る特許発明又は発明であること			
ウ. 中小企業者であること	・従業員数を証する書面（雇用保険、労働保険、賃金台帳等の写し等） ・主たる事業を確認するための書類（自社パンフレット等）	・資本の額又は出資の総額を証明する書面（定款、法人登記事項証明書又は貸借対照表）又は従業員数を証する書面（雇用保険、労働保険、賃金台帳等の写し等） ・主たる事業を確認するための書類（自社パンフレット等）	※ 中小企業者に該当するため、証明書不要

~~（新規平成25・6）~~

~~注1 「特定研究開発等」とは、特定ものづくり基盤技術に関する研究開発を行うこと及びその成果を利用することをいう（中小ものづくり高度化法2条3項）。また、「特定ものづくり基盤技術」とは、ものづくり基盤技術振興基本法に規定するものづくり基盤技術のうち、主として中小企業者によって行われ、その高度化を図ることが我が国製造業の国際競争力の強化又は新たな事業の創出に特に資するものとして経済産業大臣が指定するものをいう（中小ものづくり高度化法2条2項）。~~

~~07.41~~~~アジア拠点化推進法の規定による手数料等の軽減について（特）~~~~1. 軽減の要件と内容~~

~~アジア拠点化推進法第4条に規定する認定研究開発計画に従って行われる研究開発事業の成果に係る発明又は特許発明（当該認定研究開発事業計画における研究開発事業の実施期間の終了日から起算して2年以内に出願されたものに限る。）について、当該研究開発事業を行う中小企業者であって、職務発明として当該発明又は特許発明を予約承継した使用者等であるときは、出願審査請求手数料及び第1年分から第10年分までの特許料が1/2に軽減される（アジア拠点化推進法10条、アジア拠点化推進法施行令2条2項、3条2項）。~~

~~2. 申請書に添付する証明書と確認する要件~~

~~軽減に係る申請書に添付すべき証明書は、「表1」の右欄に掲げるものである（アジア拠点化推進法施行令2条1項、3条1項、研究開発事業計画の認定等に関する命令13条）。~~

~~「表1」~~

要件	証明書
（1）研究開発事業を行う中小企業者であること（中小企業者とは、以下のいずれかにあたること） ア それぞれの業種において、従業員数が「表2」の数以下であること イ それぞれの業種において、資本金若しくは出資の額が「表3」の額以下であること （2）特許出願に係る発明が職務発明であること及び職務発明に係る「特許を受ける権利」を発明者である「従業者等」から「使用者等」に承継させることをあらかじめ定めた契約、勤務規則等があること	中小企業者であることを証する書面として ・主たる事業を確認するための書類（自社パンフレット等） ・従業員数を証する書面（雇用保険、労働保険、賃金台帳等の写し等） 又は資本の額又は出資の総額を証明する書面（定款、法人登記事項証明書又は貸借対照表） ・職務発明についてあらかじめ使用者等に特許を受ける権利を承継させることが定められた契約、勤務規則、その他の定め の写し ・職務発明であることを証する書面

(3) 認定研究開発事業計画に従って行われる研究開発事業の成果に係る特許発明又は発明であること (当該認定計画における特定研究開発等の実施期間の終了日から起算して2年以内に出願されたものに限る。)	・認定研究開発事業計画に従って行われる研究開発事業の成果に係る発明又は特許発明であることを証する書面(注1) ・認定研究開発事業計画の写し(注2)
---	--

~~(注1) 要件(3)の「認定研究開発事業計画に従って行われる研究開発事業の成果に係る特許発明又は発明であること」を確認する他、書面の「証明する者」が、認定研究開発事業計画の「認定を受けた者」であることを確認する。~~

~~(注2) 認定研究開発事業計画における特定研究開発等の実施期間の終了日を確認し、申請に係る出願が、要件(3)の「認定研究開発事業計画における特定研究開発等の実施期間の終了日から起算して2年以内の出願」であることを確認する。~~

~~「表2」業種毎の従業員数の基準~~

日本標準産業分類に基づく業種	従業員の数
製造業、建設業、運輸業他(以下の業種を除く。)	300人
小売業	50人
卸売業又はサービス業(ソフトウェア業、情報処理サービス業及び旅館業を除く。)	100人
旅館業	200人
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	900人

~~「表3」業種毎の資本金の額(若しくは出資の総額)の基準~~

日本標準産業分類に基づく業種	資本金の額又は出資の総額
製造業、建設業、運輸業他(以下の業種を除く。)	3億円
小売業又はサービス業(ソフトウェア業又は情報処理サービス業を除く。)	5千万円
卸売業	1億円

~~(新規平成25・6)~~

~~07.42~~~~福島復興再生特別措置法の規定による
手数料等の軽減について（特・商）~~~~1. 軽減の要件と内容~~~~（1）特許~~

~~内閣総理大臣の認定を受けた重点推進計画^{注1}（以下「認定重点推進計画」という。）のうち福島復興再生特別措置法第81条第3項第1号に規定する事業^{注2}の成果に係る発明又は特許発明（いずれも、当該認定重点推進計画に定められた当該事業の実施期間の終了日から起算して2年以内に出願されたものに限る。）について、自己の特許出願に係る出願審査の請求をする者又は第1年から第10年までの各年分の特許料を納付すべき者が当該事業を行う中小企業者であるときは、出願審査の請求の手数料又は特許料が1/2に軽減される（福島復興再生特別措置法84条、福島復興再生特別措置法施行令39条2項、40条2項）。~~

~~（2）商標~~

~~内閣総理大臣の認定を受けた産業復興再生計画^{注3}に定められた商品等需要開拓事業^{注4}に係る商品又は役務に係る地域団体商標の商標登録について、その事業の実施主体が当該地域団体商標の商標登録を受けようとする者又は登録料を納付すべき者であるときは、その実施期間内に限り、出願手数料、設定登録料又は更新登録料が1/2に軽減される（福島復興再生特別措置法64条1項から6項、福島復興再生特別措置法施行令35条2項、36条2項）。~~

~~2 軽減を受けるための主体要件~~~~（1）特許~~

~~出願審査の請求の手数料及び特許料の軽減を受ける対象となる中小企業者とは、以下のア. からウ. までの場合に、それぞれの要件を満たす者である（福島復興再生特別措置法81条3項1号、中小企業等経営強化法2条1項、中小企業等経営強化法施行令1条）。~~

~~ア 個人事業主~~

~~それぞれの業種において、常時使用する従業員数が「表1」の数以下であること。~~

~~イ 法人~~

~~それぞれの業種において、常時使用する従業員数が「表1」の数以下であること又は資本金若しくは出資の額が「表2」の額以下であること。~~

~~ウ 組合等~~

~~以下のいずれかに該当するものであること。~~

~~—— a 企業組合~~~~b 協業組合~~

- ~~—— e. 中小企業等経営強化法施行令第1条第2項において定められたもの~~
- ~~—— i) 事業協同組合及び事業協同小組合並びに協同組合連合会~~
- ~~—— ii) 水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会~~
- ~~—— iii) 商工組合及び商工組合連合会~~
- ~~—— iv) 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会~~
- ~~—— v) 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合及び生活衛生同業組合連合会であつて、その直接又は間接の構成員の3分の2以上が表1の~~
~~b. (卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、~~
~~表1の c.) 又は表2の b. (卸売業を主たる事業とする事業者につ~~
~~いては、表2の c.) に該当するもの~~
- ~~—— vi) 酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会であつて、その直~~
~~接又は間接の構成員たる酒類製造業者の3分の2以上が表1の a.~~
~~又は表2の a. に該当するもの~~
- ~~—— vii) 酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であつて、その直~~
~~接又は間接の構成員たる酒類販売業者の3分の2以上が表1の b.~~
~~(酒類卸売業者については、表1の c.) 又は表2の b. (酒類卸売~~
~~業者については、表2の c.) に該当するもの~~
- ~~—— viii) 内航海運組合及び内航海運組合連合会であつて、その直接又は間~~
~~接の構成員たる内航海運事業を営む者の3分の2以上が表1の a.~~
~~又は表2の a. に該当するもの~~
- ~~—— ix) 技術研究組合であつて、その直接又は間接の構成員の3分の2以~~
~~上が上記ア. からウ. b. までに該当するもの (中小企業等経営強化~~
~~法2条1項1号から7号までに規定する中小企業者)~~

「表1」

a. 製造業、建設業、運輸業他 (以下の業種を除く。)	300人
b. 小売業	50人
c. 卸売業又はサービス業 (ソフトウェア業、情報処理サービス業及び旅館業を除く。)	100人
d. 旅館業	200人
e. ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及び チューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	900人

「表2」

a. 製造業、建設業、運輸業他 (以下の業種を除く。)	3億円
b. 小売業又はサービス業 (ソフトウェア業又は情報処理サービス業を除く。)	5千万円
c. 卸売業	1億円

~~（２）商標~~

~~商標登録出願の手数料及び商標登録料の軽減を受ける対象となる者は、内閣総理大臣の認定を受けた産業復興再生計画に定められた商品等需要開拓事業に係る商品又は役務に係る地域団体商標の商標登録を受けようとする実施主体であり、商標法第７条の２第１項に規定する組合等である（⇒０１－６３）。~~

~~３．申請書に添付する証明書と確認する要件~~

~~（１）特許~~

~~軽減に係る申請書に添付すべき証明書は、「表３」の右欄に掲げるものである（福島復興再生特別措置法施行令３９条１項、４０条１項）。~~

~~「表３」~~

要 件	証 明 書		
	個人事業主	法人	組合等
ア．認定重点推進計画に基づいて行う福島復興再生特別措置法第８１条第３項第１号に規定する事業の成果に係る発明又は特許発明（当該事業の実施期間の終了日から起算して２年以内に出願されたものに限る。）であること（注１）	・認定重点推進計画に基づいて行う福島復興再生特別措置法第８１条第３項第１号に規定する事業の成果に係る発明又は特許発明であることを証する書面		
イ．当該事業を行う者であり、中小企業等経営強化法第２条第１項各号のいずれかに該当する中小企業者であること（注２）	・従業員数を証する書面（雇用保険、労働保険、賃金台帳等の写し等） ・主たる事業を確認するための書類（自社パンフレット等）	・資本の額又は出資の総額を証明する書面（定款、法人登記事項証明書又は前事業年度の貸借対照表）又は従業員数を証する書面（雇用保険、労働保険、賃金台帳等の写し等）	・中小企業等経営強化法施行令第１条第２項第５号から第８号に該当する組合等については、資本の額若しくは出資の総額を証明する書面又は従業員数を証する書面

		・主たる事業を 確認するため の書類 (自社パンフレ ット等)	
--	--	--	--

~~（注１）当該要件のうち、認定重点推進計画に基づいて行う福島復興再生特別措置法第８１条第３項第１号に規定する事業であること及び当該事業の実施期間については、一般財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構が発行する証明書によって確認する。~~

~~（注２）当該要件を満たす者であることの確認は、「表３」の右欄に記載された書面をもとに一般財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構が行い、証明書を発行する。軽減を申請する者は、当該証明書を軽減に係る申請書に添付する。~~

~~（２）商標~~

~~——軽減に係る申請書に添付すべき証明書は、「表４」の右欄に掲げるものである（福島復興再生特別措置法施行令３５条１項、３６条１項）。——~~

~~「表４」~~

要件	証明書
ア．商品等需要開拓事業の実施主体であること（注３）	申請に係る地域団体商標が、認定を受けた産業復興再生計画に定められた商品等需要開拓事業に係る商品又は役務に係るものであることを証する書面
イ．申請に係る地域団体商標が産業復興再生計画に定められた商品等需要開拓事業に係る商品又は役務に係るものであること	
ウ．商品等需要開拓事業の実施期間内に 出願、設定登録のための納付又は更新登録の申請がされたものであること（注４）	

~~（注３）復興庁ホームページ上に公示された認定産業復興再生計画の写しにより、出願人等が認定産業復興再生計画に定められた商品等需要開拓事業の実施主体であることを確認する。~~

~~——（注４）復興庁ホームページ上に公示された認定産業復興再生計画の写しにより、商品等需要開拓事業の実施期間を確認し、申請に係る出願、設定登録のための納付又は更新登録の申請が、実施期間内にされたものであることを確認する。——~~

~~(改訂平成30・4)~~

~~※1 重点推進計画とは、福島県知事が、福島復興再生特別措置法第5条に規定する福島復興再生基本方針に即して、再生可能エネルギー源の利用、医薬品、医療機器、廃炉等、ロボット及び農林水産業に関する研究開発を行う拠点の整備を通じた新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に寄与する取組その他先導的な施策への取組の重点的な推進に関して作成する計画であり、内閣総理大臣の認定を申請することができる（福島復興再生特別措置法8-1条1項）。~~

~~※2 福島復興再生特別措置法第8-1条第3項第1号に規定する事業とは、廃炉等、ロボット、農林水産業その他の分野における技術の高度化に関する研究開発を行う事業であって、新たな産業の創出に寄与するもの（中小企業者が行うものに限る。）をいう。~~

~~※3 産業復興再生計画とは、福島県知事が、福島復興再生特別措置法第5条に規定する福島復興再生基本方針に即して、復興庁令で定めるところにより、原子力災害による被害を受けた産業の復興及び再生の推進を図るために作成する計画であり、内閣総理大臣の認定を申請することができる（福島復興再生特別措置法6-1条1項）。~~

~~※4 商品等需要開拓事業とは、福島における地域の名称又はその略称を含む商標の使用をし、又は使用をすると見込まれる商品又は役務の需要の開拓を行う事業であって、福島の地域の魅力の増進に資するものをいう（福島復興再生特別措置法6-1条2項3号ロ）。~~

~~07. 43~~~~産業競争力強化法の規定による手数料等の
軽減について（特）~~~~1. 軽減の要件と内容~~

~~次の（１）から（４）までのいずれかに該当する者が、経済産業省令で定める技術の分野^{※¹}に属する発明に係る特許出願等をする場合、第１年分から第１０年分までの特許料、自己の特許出願についての出願審査請求手数料及び日本語でされた国際出願に係る手数料（調査手数料及び送付手数料並びに予備審査手数料）が、それぞれ１／３に軽減される（産業競争力強化法６６条１項から３項、産業競争力強化法施行令１６条、１７条２項、１８条２項、１９条２項）。ただし、これらの軽減措置を受けることができるのは、特許料の軽減については、平成２６年４月１日以降に、出願審査の請求をしたもの^{※²}、出願審査請求手数料の軽減については、平成２６年４月１日から平成３０年３月３１日までの間及び平成３０年７月９日以降に、自己の特許出願について出願審査の請求をしたもの^{※³}、国際出願に係る手数料の軽減については、平成２６年４月１日から平成３０年３月３１日までの間及び平成３０年７月９日以降に、日本語で国際出願をしたものに係る調査手数料及び送付手数料^{※⁴}、並びに、平成２６年４月１日以降に、日本語で国際出願をしたものに係る予備審査手数料^{※⁵}に限られる。~~

- ~~（１） 常時使用する従業員の数が２０人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者にあつては５人）以下の個人事業主~~
- ~~（２） その事業を開始した日以後１０年を経過していない個人事業主~~
- ~~（３） 常時使用する従業員の数が２０人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者にあつては５人）以下であり、かつ、他の法人に支配されていない法人~~
- ~~（４） 資本金の額又は出資の総額が３億円以下で設立後１０年を経過しておらず、かつ、他の法人に支配されていない法人~~

~~2 申請書に添付する証明書~~

~~特許料及び出願審査請求手数料並びに国際出願に係る手数料について、上記１．（１）から（４）に掲げる者が、上記１．本文の軽減申請を行う場合、軽減に係る申請書に添付すべき証明書^{※⁶}は、「表」の右欄に掲げるものである（産業競争力強化法施行令１７条１項、１８条１項、１９条１項、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則５５条）。~~

「表」

要件	証明書	
（１）常時使用する従業員の数が２０人以下の個人事業主	・小規模企業者の要件に関する証明書	
（２）その事業を開始した日以後１０年を経過していない個人事業主	・事業開始届の写し	
（３）常時使用する従業員の数が２０人以下であり、かつ、他の法人に支配されていない法人（＊２）	会社（株式会社、特例有限会社、合同会社、合名会社、合資会社）	・小規模企業者の要件に関する証明書 ・法人税確定申告書別表第２の写し又は株主名簿若しくは出資者の名簿（＊１）
	協同組合（出資を有する場合）	・小規模企業者の要件に関する証明書 ・法人税確定申告書別表第２の写し又は出資者の名簿（＊１）
	資本金又は出資を有しない法人（一般財団法人、一般社団法人等）（＊３）	・小規模企業者の要件に関する証明書
（４）資本金の額又は出資の総額が３億円以下で設立後１０年を経過しておらず、かつ、他の法人に支配されていない法人（＊２）	会社（株式会社等）	・定款又は法人の登記事項証明書 ・法人税確定申告書別表第２の写し又は株主名簿若しくは出資者の名簿（＊１）
	協同組合（出資を有する場合）	・定款又は法人の登記事項証明書 ・法人税確定申告書別表第２の写し又は出資者の名簿（＊１）
	資本金又は出資を有しない法人（一般財団法人、一般社団法人等）（＊３）	・前事業年度末の貸借対照表、定款（寄付行為）又は法人の登記事項証明書

~~（＊１）法人税確定申告書については、減免申請日に取得できる最新のものとす
る。~~

~~（＊２）他の法人に支配されていないこととは以下の a. 及び b. に該当してい
ることを指す（経済産業省関係産業競争力強化法施行規則 50 条 1 項）。~~

~~α. 申請人以外の単独の法人が株式総数又は出資総額の1/2以上の株式又は出資金を有していないこと。~~

~~β. 申請人以外の複数の法人が共同で株式総数又は出資総額の2/3以上の株式又は出資金を有していないこと。~~

~~(※3) 資本金又は出資を有しない法人の場合については、前事業年度末の貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額から当該貸借対照表に計上されている総負債の帳簿価額を控除した金額（当該貸借対照表に、当該事業年度に係る利益の額が計上されているときは、その額を控除した金額とし、当該事業年度に係る欠損金の額が計上されているときは、その額を加算した金額とする。）の60/100に相当する金額が3億円以下であること（経済産業省関係産業競争力強化法施行規則50条2項）。~~

~~（改訂平成30・7）~~

~~注1 技術の分野は特例施規則表第二に定める（経済産業省関係産業競争力強化法施行規則49条）。~~

~~注2 平成30年3月31日までに出願審査の請求をしたものについて、平成30年4月1日から平成30年7月8日までの期間内に特許料を納付した場合における特許料の軽減については、産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成30年法律第26号。以下「平成30年改正法」という。）による改正前の第75条第1項の規定が適用される。~~

~~—また、平成30年4月1日から平成30年7月8日までの期間内に、出願審査の請求をした特許出願について、同期間内に当該特許出願に係る特許料を納付した場合の特許料については、軽減の対象外となる。~~

~~注3 平成26年4月1日から平成30年3月31日までの期間内に自己の特許出願について出願審査の請求をした場合における出願審査請求手数料の軽減については、平成30年改正法による改正前の第75条第2項の規定が適用される。~~

~~注4 平成26年4月1日から平成30年3月31日までの期間内に日本語で国際出願をしたものに係る調査手数料及び送付手数料の軽減については、平成30年改正法による改正前の第75条第3項の規定が適用される。~~

~~注5 平成30年3月31日までに日本語で国際出願をしたものについて、平成30年4月1日から平成30年7月8日までの期間内に、国際予備審査の請求をした場合における予備審査手数料の軽減については、平成30年改正法による改正前の第75条第3項の規定が適用される。~~

~~—また、平成30年4月1日から平成30年7月8日までの期間内に日本語で国際出願をしたものについて、同期間内に国際予備審査の請求をした場合の予備審査手数料については、軽減の対象外となる。~~

~~注6 他の軽減申請書の提出に係る手続（特施令第10条又は手数料令第1条の3に規定する手続を含む）において、既に軽減申請書に添付すべき書面を提出している場合は、軽減申請書にその旨を記載して当該書面の添付を省略することができる（経済産業省関係産業競争力強化法施行規則56条）。~~

~~07.44~~

~~中小企業地域資源活用促進法の規定による
手数料等の軽減について（商）~~

~~1. 軽減の要件と内容~~

~~中小企業地域資源活用促進法において規定する、主務大臣の認定を受けた地域産業資源活用事業計画（以下「認定計画」という。）に従って行われる地域産業資源活用事業に係る商品又は役務（以下「認定地域産業資源活用商品等」という。）に係る地域団体商標の商標登録について、当該地域団体商標の商標登録を受けようとする者又は登録料を納付すべき者が当該地域産業資源活用事業計画の認定を受けた中小企業者（以下「認定地域産業資源活用事業者」という。）であるときは、その事業の実施期間内に限り、出願手数料、設定登録料又は更新登録料が1／2に軽減される^{註1}（中小企業地域資源活用促進法14条1項、2項、中小企業地域資源活用促進法施行令3条2項、4条2項）。~~

~~2 申請書に添付する証明書と確認する要件~~

~~軽減に係る申請書に添付すべき書類は、「表」の右欄に掲げるものである（中小企業地域資源活用促進法施行令3条1項、4条1項）。~~

~~「表」~~

要件	添付書類
（1）認定地域産業資源活用事業者であること	申請に係る地域団体商標が、認定地域産業資源活用商品等であることを証する書面及び認定計画の写し
（2）認定地域産業資源活用商品等に係る地域団体商標の商標登録の出願手数料、設定登録料又は更新登録料であること	
（3）認定計画の実施期間内に登録されたもの、登録を受けたもの又は更新登録の申請がされたものであること	

~~（新規平成27・8）~~

^{註1} ~~当該軽減措置は、改正後の中小企業地域資源活用促進法の施行後に認定（第6条第1項）又は変更の認定（第7条第1項）を受けた地域産業資源活用事業計画に従つ~~

~~て行われる地域産業資源活用事業について適用する（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等の一部を改正する法律附則第3条）。~~

~~07.45~~

~~地域未来投資促進法の規定による手数料等
の軽減について（特・商）~~

~~1. 軽減の要件と内容~~

~~（1）特許~~

~~地域未来投資促進法第14条第2項に規定する承認地域経済牽引事業計画[※]
*（以下「承認地域経済牽引事業計画」という。）に従って行われる承認地域
経済牽引事業の成果に係る発明又は特許発明（いずれも、承認地域経済牽引
事業計画の計画期間の終了日から起算して2年以内に出願されたものに限
る。）当該発明又は特許発明を実施するために承認地域経済牽引事業計画
に従って承継した特許を受ける権利に係る発明又は特許発明若しくは特許権
について、自己の特許出願に係る出願審査の請求をする者又は第1年から第
10年までの各年分の特許料を納付すべき者が承認地域経済牽引事業を行う
中小企業者^{※2}であるときは、出願審査の請求の手数料又は特許料が1/2に
軽減される（地域未来投資促進法21条、地域未来投資促進法施行令3条2
項、4条2項）。—~~

~~（2）商標~~

~~地域未来投資促進法第22条において規定する承認地域経済牽引商品等（以
下「承認地域経済牽引商品等」という。）に係る地域団体商標の商標登録につ
いて、当該地域団体商標の商標登録を受けようとする者又は設定登録料若しく
は存続期間の更新登録料を納付すべき者が当該承認地域経済牽引事業の承認地
域経済牽引事業者であるときは、商標登録出願の手数料（承認地域経済牽引事
業計画の計画期間内に商標登録出願をするものに限る。）又は登録料（承認地
域経済牽引事業計画の計画期間内に地域団体商標の商標登録を受けるもの又は
当該計画期間内に地域団体商標の商標登録に係る商標権の存続期間の更新登録
の申請をするものに限る。）が1/2に軽減される（地域未来投資促進法23
条1項、2項、地域未来投資促進法施行令5条2項、6条2項）。—~~

~~2. 軽減を受けるための主体要件~~

~~（1）特許~~

~~出願審査の請求の手数料及び特許料の軽減を受ける対象となる承認地域経済
牽引事業を行う中小企業者とは、以下のア. からエ. までの場合に、それぞ
れの要件を満たす者である（地域未来投資促進法2条3項、地域未来投資促進法
施行令1条）。—~~

~~ア 個人事業主~~

~~それぞれの業種において、常時使用する従業員数が「表1」の数以下で
あること。—~~

~~イ. 法人~~

~~それぞれの業種において、常時使用する従業員数が「表1」の数以下であること又は資本金若しくは出資の額が「表2」の額以下であること。~~

~~ウ. 組合等~~

~~以下のいずれかに該当するものであること。~~

~~a. 企業組合~~

~~b. 協業組合~~

~~c. 地域未来投資促進法施行令第1条第2項において定められたもの~~

~~i) 事業協同組合及び事業協同小組合並びに協同組合連合会~~

~~ii) 農業協同組合及び農業協同組合連合会~~

~~iii) 漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会~~

~~iv) 森林組合及び森林組合連合会~~

~~v) 商工組合及び商工組合連合会~~

~~vi) 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会~~

~~vii) 消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会~~

~~viii) 酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会であつて、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の3分の2以上が表1の a. 又は表2の a. に該当するもの~~

~~ix) 酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であつて、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の3分の2以上が表1の b. (酒類卸売業者については、表1の c.) 又は表2の b. (酒類卸売業者については、表2の c.) に該当するもの~~

~~エ. 特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）~~

~~常時使用する従業員数が表1の a. (小売業を主たる事業とする事業者については、表1の b.、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、表1の c.) の数以下であること。~~

「表1」

a. 製造業、建設業、運輸業他（以下 b. から e. の業種を除く。）	300人
b. 小売業	50人
c. 卸売業又はサービス業（ソフトウェア業、情報処理サービス業及び旅館業を除く。）	100人
d. 旅館業	200人
e. ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	900人

「表2」

a. 製造業、建設業、運輸業他（以下 b. 及び c. の業種を除く。）	3億円
b. 小売業又はサービス業（ソフトウェア業又は情報処理サービス業を除く。）	5千万円
c. 卸売業	1億円

（2）商標

商標登録出願の手数料及び商標登録料の軽減を受ける対象となる者は、承認地域経済牽引商品等に係る地域団体商標の商標登録について、当該商標登録を受けようとする承認地域経済牽引事業者及び当該商標登録の登録料を納付すべき承認地域経済牽引事業者であり、商標法第7条の2に規定する組合等及び地域未来投資促進法第22条第1項及び第2項に基づき商標法第7条の2第1項に規定する「組合等」とみなされた一般社団法人である（⇒01-63）。

3 申請書に添付する証明書と確認する要件

（1）特許

軽減に係る申請書に添付すべき書類は、「表3」の右欄に掲げるものである（地域未来投資促進法施行令3条1項、4条1項）。

「表3」

要 件	証 明 書		
	個人事業主	法人	組合等 NPO法人
ア. イ. のいずれかに該当すること	ア. イ. 共通		
ア 承認地域経済牽引事業の成果に係る発明又は特許発明（いずれも、承認	・承認地域経済牽引事業計画の写し（地域経済牽引事業計画の承認申請書の写し及び地域経済牽引事業計画の承認に係る通知書の写し）		
	ア. に該当する場合		
	・承認地域経済牽引事業の成果に係る発明又は特許		

地域経済牽引事業計画の計画期間の終了日から起算して2年以内に出願されたものに限る。）であること イ. ア. の発明又は特許発明を実施するために承認地域経済牽引事業計画に従って承継した特許を受ける権利に係る発明又は特許発明若しくは特許権であること	発明であることを証する書面 イ. に該当する場合 承認地域経済牽引事業計画に従って承継した特許を受ける権利に係る発明又は特許発明若しくは特許権であることを証する書面		
ウ. 地域未来投資促進法第2条第3項各号のいずれかに該当する中小企業者であること	従業員数を証する書面（雇用保険、労働保険、賃金台帳等の写し等） 主たる事業を確認するための書類（自社パンフレット等）	資本金の額又は出資の総額を証明する書面（定款、法人登記事項証明書又は前事業年度の貸借対照表）又は従業員数を証する書面（雇用保険、労働保険、賃金台帳等の写し等） 主たる事業を確認するための書類（自社パンフレット等）	地域未来投資促進法施行令第1条第2項第8号に該当する組合等については、資本金の額若しくは出資の総額を証明する書面又は従業員数を証する書面 地域未来投資促進法第2条第3項第9号に該当するNPO法人については、従業員数を証する書面

~~（2）商標~~

軽減に係る申請書に添付すべき書類は、「表4」の右欄に掲げるものである

~~（地域未来投資促進法施行令5条1項、6条1項）。~~

~~「表4」~~

要件	添付書類
ア 承認地域経済牽引事業者であること イ 申請に係る地域団体商標が承認地域経済牽引事業に係る商品又は役務に係るものであること ウ 承認地域経済牽引事業計画の計画期間内に出版、設定登録のための納付又は更新登録の申請がされたものであること	・承認地域経済牽引事業計画の写し（地域経済牽引事業計画の承認申請書の写し及び地域経済牽引事業計画の承認に係る通知書の写し） ・申請に係る地域団体商標が、承認地域経済牽引事業に係る商品又は役務に係るものであることを証する書面

~~（新規平成29・10）~~

~~注1 「承認地域経済牽引事業計画」とは、地域経済牽引事業（地域未来投資促進法2条）に関する計画について、都道府県知事又は主務大臣から承認を受けたもの（地域未来投資促進法13条4項又は7項）及びその変更の承認を受けたもの（地域未来投資促進法14条1項）をいう。~~

~~注2 「中小企業者」とは、地域未来投資促進法第2条第3項に規定する事業者をいう。なお、承認地域経済牽引事業計画の申請主体となることができるのは中小企業者に限られないため、特許料等の軽減申請の際に中小企業者の要件の確認が行われる。~~